

都市・環境常任委員会
決算・予算常任委員会都市・環境分科会

(令和4年8月31日)

○ 太田紀子委員長

それでは、始めさせていただきます。

今定例月議会においては、決算審査と予算審査を連動させる政策サイクルに基づき、決算審査において、適宜、議員間討議を実施し、全体会審査に向けた論点の整理を行っていきたいと思いますので、全体会審査に送るべきものがあれば、議員間討議としてご提案をお願いいたします。

また、前年度政策提言事項については、8月22日開催の決算常任委員会において、理事者から取組状況の報告がありましたが、都市整備部と環境部の決算審査において、昨年度の提言チェックシートの進捗状況を踏まえ、終了、継続、一部変更の分類・整理を各分科会で行うこととなっておりますので、またこの辺もよろしくお願いをいたします。

次に、7月に実施した休会中所管事務調査、四日市市水道事業経営戦略についての報告書案を会議用システムにアップロードしております。つきましては、内容をご確認の上、ご意見等ございましたら、9月9日水曜日までに事務局へお知らせいただきますようお願いいたします。

審査順序についてですが、上下水道局、都市整備部、環境部の順に審査を行っていききたいと思います。

また、審査の進め方については、先日、議案聴取会において、追加資料の請求があったものについては、その資料説明を行っていただいてから質疑に移ります。また、資料請求のなかった事項については、質疑より行いますので、その点もよろしくお願いをいたします。

次に、今回の委員会の期間中に所管事務調査を行うかどうかを確認したいと思います。

実施について、何かご意見ございましたら、ご発言をお願いします。

なお、休会中の所管事務調査については、後ほどお諮りをしたいと思います。

それでは、どうでしょうか。

○ 石川善己委員

特段、緊急の事項もないのかなと思うところもありますので、今定例月議会中の所管事務調査は必要なしかなというふうに思うところです。

○ 太田紀子委員長

ほかの委員の方は、よろしいでしょうか。

(「同じく」と呼ぶ者あり)

○ 太田紀子委員長

所管事務調査はいかがでしょうか、今議会中はないということで。

(なし)

○ 太田紀子委員長

それでは、今定例月議会中の所管事務調査は実施しないということでお願いいたします。

それでは、これより上下水道局所管部分の議案について審査を行います。

まず、部長よりご挨拶お願いをいたします。

○ 駒田上下水道局管理部長

おはようございます。管理部長の駒田です。

すみません、今日は山本事業管理者のほうで都合により欠席させていただきますので、ご了承願いますようお願いいたします。

今回の議案といたしましては、決算といたしまして、一般会計の関係部分、農業集落排水事業特別会計、それと、水道事業会計、下水道事業会計をお願いいたしております。それと、補正予算といたしまして、第1回下水道事業会計補正予算を予定しております。

それと、協議会は、先月、所管事務調査のほうでお取扱いいただきました経営戦略について、今回は、水道、下水道、農業集落排水事業の三つの経営戦略の前期のローリングをご説明させていただきますので、ご審議のほどよろしく願いしたいと思います。

それと、併せまして、先週8月25日に四日市市で起きました豪雨についての被害状況の報告を川尻技術部長のほうからさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○ 川尻技術部長

技術部長の川尻でございます。

8月25日の豪雨による、特に東名阪自動車道でのり面崩落事故がありましたので、その点についてご報告いたします。

場所は、桜台二丁目5番で、桜台小学校の西南角に県道平尾茶屋町線、これの奥別所橋という橋梁が架かっておりまして、この橋梁の橋の西側で、車線は南側ですから、鈴鹿方面へ進むほうの左側ののり面が崩落しまして、当時は通行止めをしてございましたが、まだ復旧作業が終わっていない状況でございます。

この豪雨に関して少し報告します。

当日は、皆さんもご存じのように、四日市市消防本部中消防署西分署のほうでは時間119mmということで、東海豪雨に匹敵するようすごい豪雨が降っておって、前も見えないような状態で、CBCさんのテレビのニュースなんかでも、橋の上から雨が垂れているのが映っていたと思います。すごい雨でした。

NEXCO中日本さんによりますと、25日の木曜日16時20分に東名阪自動車道の通行止めを行った直後に、どうもこの現場の崩落があったらしいということです。

NEXCO中日本桑名保全・サービスセンターさんが17時頃に現地を確認し、その後、応急復旧作業を徹夜で実施し、翌26日朝7時30分にのり面側の1車線は規制した状態で、残り2車線を開放して通行止めを解除し、今もその2車線で動いている状態でございます。

これは、通行止めした後で事故が起こったということで、第三者の被害はなかったということで、それは少しほっとしておるということでした。

この応急復旧作業中に、上下水道局が所管します、橋の横に架かっている1m10cmの下水、雨水の排水用の水管渠と升の間から水が漏れているのが発見されましたので、翌26日金曜日に朝から止水作業をして、一旦止まりましたが、実は昨日、私も現地のほうへ行かせていただいたのですが、東名阪自動車道のほうから見たのですが、まだ少し水が漏れておりますので、今日もまた改めて止水作業のほうに着手する予定でございます。

次に、東名阪自動車道ののり面崩落と同時に、この奥別所橋という橋の橋台の裏側の土もちょっと吸い出ししたということで、橋梁の一部に陥没が発生したことで、先週の金曜日からは、路肩をバリケードで囲って通行止めしておったのですが、現地確認等をした中では、やっぱり安全対策ということで、今日の19時から片側交互通行にさせていただいて、より安全確保したい。ただ、この県道平尾茶屋町線、非常に朝夕通勤で使われる方が多いので、その辺りちょっと交通規制が非常に難しい。三重県さんのほうで担当してもらって

おります。

東名阪自動車道ののり面復旧工事について、まだ今、工法の調整中ということで、着手にいつてないのですが、もう施工業者さんの手配は済んでおるということで、その辺りの調整が済み次第、急いで着工していただくというふうに聞いております。

今後の住民の皆さんへの情報提供につきましては、まず、自治会さんを通じるのは一番ですが、そのほか様々なツールで、センターだよりさんであったりとかいろんなものを使ってきちっと広報していきたいと思っております。

今回の事案につきましては、N E X C O 中日本桑名保全・サービスセンターと三重県四日市建設事務所と私ども上下水道局の３者で情報共有や復旧工事での協力体制の構築し、しっかり連携を取るために連絡調整会議を設置して、定期的に情報交換しながらやっていきたいと思っています。

その中でいくと、実は、自治会長さん等への連絡は三重県さんから電話で少し行っていた程度だったということで、昨日、上下水道局のほうで、関係する自治会の会長さんのほうには、まず案内とか説明に行かせていただいたということでございます。

報告は以上でございます。

○ 太田紀子委員長

よろしいでしょうか、報告に対して、いいですか。

それでは、先に進めさせていただきます。

議案第18号 令和３年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について

一般会計

歳出第４款 衛生費

第１項 保健衛生費（関係部分）

歳出第６款 農林水産業費

第３項 農地費（関係部分）

特別会計

農業集落排水事業特別会計

議案第19号 令和３年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について

議案第21号 令和3年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について

○ 太田紀子委員長

それでは、決算常任委員会都市・環境分科会として、議案第18号令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、一般会計、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、歳出第6款農林水産業費、第3項農地（関係部分）、特別会計、農業集落排水事業特別会計、議案第19号令和3年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について、議案第21号令和3年度四日市市下水道事業における利益処分及び決算認定についてを議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いいたします。

○ 因田上下水道局総務課長

追加資料の説明をさせていただきます。よろしくお願いします。

タブレットの今日の会議の都市・環境常任委員会分科会、会議資料一覧の001上下水道局（関係資料）をお開きください。

まず、43分の2、ここに目次があります。先日の議案聴取会で、荒木委員より、昨年の8月定例会で提出させていただきました水路の安全対策に関する資料について、その後の取組状況が分かるよう、資料をリニューアルした形で提出するようご請求をいただきました。この追加資料の1番と2番がそれに該当いたしますので、まず、私のほうからは1番の水路使用許可についてご説明をさせていただきます。

43分の3ページをご覧ください。

四つある項目は、昨年度の資料と同じ項目とさせていただいております。

まず、1、水路使用許可につきましては、個人の敷地から公道への出入りのため、水路に通路橋を設置する場合に許可が必要となります。

2番の使用期間につきましては、許可から5年以内となっております。

次に、3番の水路使用許可件数ですが、令和4年、今年の8月24日現在で2976件、昨年度の資料の件数よりちょうど60件増となっております。

4番です。転落防止対策につきましては、水路使用許可申請時に、通路橋から水路へ転

落のおそれがある場合は、ポールや柵等の転落防止を講じることを指導し、完成時においても、安全対策を確認しております。この段落は昨年の資料と同じ内容となっております。

次の段落で、5年ごとの水路継続使用許可申請の際に、転落防止の注意喚起を行いますというふうに昨年はなっておりましたが、今回の更新で実際に注意喚起を行いましたので、変更を行いましたというふうに記載させていただきました。

使用許可延長が長く、転落の危険性がある物件で、対策の必要があるものについては、使用者に転落防止措置を指導しております。ここは変更ございません。

三つ目の段落は、今回丸ごと追加させていただいております。

許可した物件で危険箇所を発見したときや市民からの通報を受けたときは、現地確認を行い、通路橋の所有者と協議の上、安全対策を講じるよう指導させていただいております。

その下の（参考）のところですが、①は、先ほどご説明した今回の許可の更新で変更を行いました注意喚起について、かぎ括弧でその注意喚起文をそのまま載せさせていただきました。

②は、許可の際に安全対策を講じていただいた例として、分かりやすいやつを2件、写真をつけさせていただきました。左側ははっきりと分かる柵をつけていただいた、右側は赤いポールを設置していただいたものとなっております。

1番は以上です。

○ 松久下水維持課長

下水維持課、松久です。よろしくお願いします。

次の4ページをお願いいたします。

水路の安全対策についてです。

これまでの取組としまして、上下水道局が管理する水路の安全対策については、施設への侵入を防止するといった観点から、地元からの要望を聞きながら隣接地権者等と調整を図った上で実施可否を判断しております。

対策方法としましては、ネットフェンス等の設置や視認性を高めるためのポストコーン、デリネーターの設置などのほか、設置が困難な箇所については注意喚起の看板等を設置するなど、ソフト対策を行っております。

2の地区からの要望です。昨年度も、資料においても添付させていただいております。

令和3年度は、下水維持課、河川排水課ともに1件でございましたが、昨年度実施した

件数が下水維持課 2 件、河川排水課 3 件というふうに、ここは変わっております。

令和 4 年度については、下水維持課 1 件、河川排水課 2 件、これは現在、地元からの要望の数になります。そのほかの平成29年度から令和 2 年度までは、実施件数になります。

下の写真は、昨年度、上下水道局が実施した 2 件の事例になります。いずれも道路を横断する形の水路に対して侵入を防止するような形になっております。

説明は以上です。

○ 伊崎上下水道局経営企画課長

経営企画課の伊崎です。よろしくお願いいたします。

先日の議案聴取会で、伊藤昌志委員より、ポンプ場の能力の件をきっかけにいたしまして、下水道事業の雨水整備についての考え方につきまして資料請求をいただきましたので、そこで、令和 3 年度に私どものほうで策定しております四日市市雨水管理総合計画を抜粋しながら、雨水整備についてとして考え方をまとめてまいりましたものでご説明を申し上げます。

5 ページをご覧くださいと思います。

下水道事業の雨水対策につきましては、市民の生命と財産を守ることを目的といたしまして、効果的な整備を行うために、浸水被害の状況や原因、整備の効果、また、事業費を考慮いたしまして、整備の優先度をつけながら、対策の必要なところに対し整備を進めておるというところでございます。

計画策定当時の降雨強度によりまして、ポンプ場及びその幹線水路を計画いたしまして、最下流のポンプ場から順に整備を進めていくというものでございます。

本市の排水対策の経緯を振り返りますと、本市の雨水排水対策は、昭和29年から中心市街地におきまして、当時の降雨強度であります 5 年確率、時間当たり 50mm によりまして合流式下水道の整備に着手をしております。その後、郊外団地を 5 年確率、時間当たり 50mm で整備をしております。

また、昭和34年の伊勢湾台風、昭和49年の集中豪雨—いわゆる 49 災害でございますが—それを受けまして、浸水被害の状況や原因を考慮しまして、羽津地区、日永地区を 5 年確率降雨、時間当たり 54mm、富田地区、富洲原地区などを 10 年確率 64mm で整備を行っております。

このように、本市の雨水計画は計画策定時の雨水強度を採用しておりますことから、エ

リアによって降雨強度は異なっております。

このような中、5年確率降雨50mmにより整備済みであります中心市街地におきましては、その後も浸水被害が多発いたしましたことから、新たに10年確率降雨、時間当たり75mmによりまして雨水排水対策の検討が必要となりました。

しかしながら、既に整備済みのポンプ場や幹線水路をその10年確率75mmに増強することは多大な費用を要しますことから、諏訪公園調整池や浜田通り貯留管など貯留施設による雨水排水対策を実施してきております。

次のページ、6ページをご覧くださいと思います。

図の1は、整備済みの区域図を示しております。先ほど計画エリアによって降雨強度が違うと申し上げましたが、図にありますとおり、ピンク色で示したエリアは降雨強度が時間当たり50mm、オレンジ色のエリアは54mm、緑色は64mm、青色は75.1mmの整備済みのエリアでございます。

7ページをご覧くださいと思います。

図の2は、計画目標降雨図を示しております。例といたしまして、中心市街地をご覧くださいと存じます。手戻りになりまして恐縮ですが、先ほどの6ページの図の1では、中心市街地はピンク色の時間当たり50mmで整備済みとなっておりますが、図の2におきましては、青色の10年確率75.1mmでの計画となっております。これは先ほども申し上げましたとおり、当初50mmで整備をいたしました但、浸水被害の状況を鑑みまして、調整池や貯留管を整備することで、75.1mmの降雨強度に対応していくというものでございます。

次の8ページをご覧くださいと思います。

土地利用の状況と立地適正化計画といたしまして、四日市市では、中心拠点、買物拠点、交通拠点や産業拠点がありまして、立地適正化計画によりまして目指すべき将来都市構造が示されております。その状況を示したものでございます。

続けて、9ページをご覧くださいと思います。

そこで、雨水管理の方針といたしまして、浸水被害の状況と土地利用の方向性、整備の現状を基に、雨水排水対策を実施するエリアの優先度を設定いたしまして、効果的な対策を実施しております。

まず、浸水リスクの区分設定といたしまして、東海豪雨から令和2年度までの床上、床下浸水の被害の現状分析から浸水被害を区分いたしました。

次に、先ほど申し上げました四日市市立地適正化計画を踏まえまして、エリアの重要度

を表1にありますとおり設定をしております。

また、対策目標降雨につきましては、先ほどのエリアの区分に応じまして、表2のとおり対策目標降雨を設定いたしました。重点対策エリアA及び対象エリアBにおいては、10年確率降雨としております。

次の10ページをご覧くださいと思います。

次に、対策方針と対策内容といたしまして、対策方針といたしましては、重点対策エリア及び対象エリアBにつきましては、表2に対策内容がございますが、雨水排水対策とソフト事業、対象エリアCにつきましては、ソフト事業と局部改良により対応するとしております。

11ページをご覧くださいと思います。

具体的な対策内容といたしましては、対策実施エリアの優先度から優先的に取り組むべきエリアを設けております。

鵜の森二丁目及び城東町エリアにおきましては、阿瀬知第2ポンプ場とまつの雨水2号幹線、また、日永五丁目、六呂見、南四日市駅西エリアにおきましては、調整池の整備を進めてまいります。

最後の12ページに、雨水排水対策の状況といたしまして、床上、床下浸水の被害箇所及びそれらのエリアの雨水排水対策の状況を示したものをご用意いたしました。

資料の説明は以上であります。

○ 太田紀子委員長

それでは、追加資料の説明は以上でございます。

これより質疑に移ります。

ご質疑ございましたら、挙手にて発言をお願いいたします。

○ 荒木美幸委員

丁寧な資料、そして説明、ありがとうございました。

冒頭で川尻部長からも25日のお話がありましたように、全国的に局地的な雨が降る中で、河川、そして、用水路の水位が非常に上がって、ニュース等で今年度も全国的に非常に痛ましい事故が相次いで報告をされています。

また、令和2年度には、上下水道局としては、久保田の事故がありまして、補償等の問

題でやはり少し課題もあったのかなと思います。

昨年の8月のときに、資料等で説明はさせていただきましたけれども、改めて、市民の安全を守るために、もちろん構造物などは持ち主の方がやっていかなければならない部分もありますけれども、やはり危険箇所というのは、市が、また上下水道局がしっかりと管理をする中で対策していかなければならないのかなというふうに感じております。

その上で少し質問させていただきますが、水路といいましてもいろんな形のものがありますので、資料にもありますように、河川排水課さんが担当する部分と、そして、下水建設課さんが管理をする部分と分かれているわけですが、改めて、このすみ分けについて教えていただけますか。

○ 松久下水維持課長

下水維持課、松久です。

まず、市街化区域と市街化調整区域の区別があります。

まず、基本的に市街化調整区域は河川排水課の担当になります。市街化区域においても、側溝または水路の幅がありまして、30cmまでは道路整備課になります。それを超えるものについては、上下水道局のほうで担当するというふうになっております。

以上です。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

非常に市民から見ると分かりにくい区分であるところではありますけれども、やはり河川排水課さんと下水建設課さんが本当に連携を取りながら安全対策をしていかないといけないと思います。

当然ですけれども、市が安全対策等を行う場合については、それぞれの部局で予算というのは計上していくという考え方でいいのかなというふうに、今お話を聞きながら感じました。

久保田の事故以来、例えば危険箇所をチェックしたりとか、そういった危険箇所をつまびらかにして、河川排水課も含めてなんですけれども、庁内でそういった箇所の認識をきちっと共有したりとか、そういう作業的なことを行ったのかどうか教えてください。

○ 松久下水維持課長

昨年度、この事故の後、全体的な見直しというのは、一斉の点検はしておりません。ただ、現場を回っている者もしくは自治会からの要望について、見て回るという形で対応いたしております。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

あと、令和3年において、8月にご報告いただいた後で、もちろん大きな事故はないかと思えますけれども、事故等の報告というのも、特に上下水道局としては上がっていない、確認していないということによろしいでしょうか。

○ 松久下水維持課長

我々の部署について、そういった事故がということは、報告は受けておりません。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

資料の中に水路使用許可の申請のことが載っています。これは5年ごとに水路の継続の申請をするということで、その際に、行政のほうから安全対策等に課題があれば、しっかりと注意喚起をして、安全対策をしっかりと行っていただくように指導するということで、今、資料でもそういったことの喚起をすることによって対策をしていただいた例、あるいは自治会等からの要望によって市が行った例ということで挙げていただいておりますけれども、実は先日、5年ごとの水路の継続の使用許可の申請をされていらっしゃる方から、なぜそれをするのかという、目的というか理由を問われました。

私も即答ができなかったもので、早速問合せをさせていただいて、その理由についてご回答いただきましたら、条例に従ってということでしたので、もちろんそのまま私は返事をさせていただいたんですけれども、しかし、いただいた資料等を読み解くと、条例ということはもちろんなんですけれども、もっと大きな目的というのは、その際にしっかりと安全が保たれているかどうかのチェックと、それから、指導することが5年ごとの大きな目的なんだということ、改めて資料等を確認させていただいて感じたのですけれども、ただ、そういった質問が市民の方から寄せられたという事実を感じると、そういった指導

や安全チェックの体制に職員によっての温度差があるのではないかとということを少し課題として感じましたけれども、この点いかがでしょうか。

○ 因田上下水道局総務課長

総務課の因田です。

お問合せいただいたときのお返事として、今言っていたように、条例に載っているからというだけでお答えさせていただいたんですけれども、今、委員が言われたように、安全対策は1年や2年では短過ぎますし、5年たてばチェックのちょうどいい期間ではないかということで、5年そのものの根拠は、ちょっと私も調べて、他市もほとんど5年とされていましたし、道路法施行令なんかにも、公共物は10年ですけれども、その他は5年となっているので、多分そこから来ているんじゃないかなと思います。

課内でもそういうことで、この仕事は安全対策の喚起とか対策を見つけるとか、そういうところに重点を置いているんだということを周知して進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

そのところはやはりソフト面でもできる安全対策なのかなというふうに思いますし、そういったところの仕事をきちんと細やかにやっていくことが、やはり上下水道局の職員のお仕事の一つなのかなということを感じました。

いずれにしても、もちろん構造物などは持ち主の方の責任で行っていただく部分も多いかとは思いますが、やはりこの異常気象の全国的な流れの中で、本市で本当に痛まし事故が二度と起こってはいけないと思いますので、必要なところは積極的に対策を講じていただく、また、予算も確保していただきながら、しっかりとやっていただきたいと思いますし、また、自治会等からのそういったお声かけにも細やかに、私も時々個人的にあそこの水路に落ちたことがあるから反射板をつけてほしいとかというのも少し対応させていただいたことはありますけれども、そういったことがやはり落ちられた方からすると安心材料の一つにもなりますので、そこは細やかにやっていただければなということを思います。

特に申請時の注意喚起であったり指導というのは、温度差がないようにしっかりと進め

てください。

一旦、以上で終わります。

○ 笹井絹予委員

すみません、この雨水排水対策の六呂見は今年度からこれからやっていくという、そういう計画ということですけど、この日永五丁目というのは、また六呂見の調整池の中に入っているのか、それか、また六呂見が終わってから入るということなんでしょうか。

○ 吉松経営企画課企画計画係長

経営企画課、吉松といいます。

日永五丁目等につきまして、今ちょっと基本計画というところを立てておりまして、まず、日永地区におきましては、六呂見のところで調整池の計画をまず決定していきたいというところで、地元の皆様につい盆前に説明会を開かせていただきました。

今、先ほど雨水管理総合計画の説明もありましたが、日永のところは雨池排水区になりまして、こちらにも雨池ポンプ場と雨池幹線という大きな水路が整備されております。ただ、整備されているんですが、中心市街地と一緒に、計画を超えるような昨今雨が降りますので、どうしても冠水してしまう、床上、床下浸水が起こっているという現状です。

なかなかポンプ場、幹線というのを大きくするというのは非常に金額もかかり、難しいことから、調整池を、まず、六呂見のほうで計画させていただきました。

今後は、今おっしゃってみえるような日永五丁目だとか、今回重点地区のほうに設定させていただいているエリアのところで調整池の計画のほうを進めていきたいと思っております。

以上です。

○ 笹井絹予委員

これは、六呂見の調整池と日永五丁目は別ということで理解してよろしいんですね。

それから、もう一つ、これからやっていく六呂見の調整池なんですけど、今言われていたお盆前にその説明会があったと思うんですけど、やっぱり六呂見の住民の方からは一この間も申し上げましたけれども一ちょっとあの説明ではよく分からないという声が入っているんですけど、今後どうでしょうか、こういう説明会を。

○ 伊崎上下水道局経営企画課長

経営企画課の伊崎でございます。

今月冒頭に六呂見の自治会のご協力を賜りまして地域の方への説明をさせていただいたところです。

説明させていただいた内容といたしましては、今、市が計画をしております、先ほど来お話が出ております調整池の整備について説明をさせていただきました。

ただ、その説明会でも申し上げたところではございますが、今のその説明の内容といたしましては、六呂見にこういった被害が出ているということに鑑みまして、調整池を整備していくということを考えていると。ただ、その場所もお示しをさせていただいていたのですが、ただ、どれぐらいの規模であるとか、どれぐらいのものであるとかというのは、具体的な説明は、そのときにはさせていただきますませんでした。

といいますのは、今後、各計画を進めていく中で、もともとその土地のボーリングをして、池の容量もどういった形のものを造っていくのかというところを今後進めていくというところもございますので、そういったところで具体的な容量であるとかものについては説明をさせていただくことはできなかったというところです。

ただ、説明会の趣旨といたしましては、市のベクトルといいますか方向性として、ここに調整池を造るんだということを説明させていただいたというところです。

ですので、説明会の中でも、どれぐらいの規模のものができるのかというようなご質問をいただいております。

ですので、そういったこともあるからということではないんですけれども、今後、計画を進めていく中で、そういったことが決まりましたら、節目でまた地元の方にも情報を共有していきたいというふうに考えておりますので、この住民説明会はこれで1回で終わるということじゃなくて、計画の内容が進んでいく中で、情報の共有を図っていくための住民説明会も今後必要であるというふうには考えておるところでございます。

以上です。

○ 笹井絹予委員

ありがとうございます。

一応住民の方の声として、せっかくするのであれば、造ること自体は賛成ということな

んですけど、ただやったという形だけのものじゃなくて、ある程度効果がちゃんと出るような、中途半端なものはしてほしくないというような声が入っておりますので、ちょっとお伝えさせていただきます。

○ 石川善己委員

いろいろとエリアを色分けしてもらって、資料をつくっていただいております。ありがとうございます。

色分けしてもらっているこの状況の中で、アンダーパスとかは除いた中でピンポイントで、エリアの中でも、さほどじゃない雨であっても、傾斜の関係であったり、多分水道の関係で、ここだけは異常に水がたまるよというところがあると思うんですけど、その辺りの洗い出しというのはどのような形でやっているのか。このエリア区分とは別に、そういったところをピンポイントで先に抜き出してやっていくような考え方とか方向性があるのかということを含めてちょっと教えていただきたいと思います。

○ 吉松経営企画課企画計画係長

経営企画課、吉松です。よろしくお願いします。

今、委員おっしゃった件に関しましては、まず、こちらの12ページの図面でも載せさせていただいており一ちょっと見づらいので申し訳ないですが一まず、先ほど言いました重点エリアというところと、あと、これで載せさせていただいておるのは、平成12年の東海豪雨、平成24年の豪雨、令和元年、令和2年の豪雨と四つの雨の床上と床下浸水の状況をこちらのほうに載せさせていただいております。

基本的には、床上、床下浸水の多いところを重点的に対策していくと、先ほどあったエリアの話等ありましたけれども、その中で優先度を考えまして、今、対策を講じようというところで計画しております。

その中で、既に緑色で囲っているところが過去に整備をずっとしてきて、最近の雨ではあまりついていないところになっていまして、実際ちょっとこれ非常に小さくて見にくくて申し訳ないんですけども、例えば富田とかの辺りでありますと、かなり幹線とか整備させていただいて、昨今の雨では被害が減ってきていると。

最近多いところは、この赤色の鵜の森二丁目、城東エリアだとか日永五丁目、六呂見、南四日市駅西エリアというところが非常に浸水が多いので、こちらで対策を講じていくと

いうところで計画しております。

その対策の方法としましては、11ページに載せさせていただいた、鵜の森二丁目、城東町エリアでは阿瀬知第2ポンプ場、まつの雨水2号幹線というのが個別の対応になると思っております。日永五丁目、六呂見、南四日市エリアに関しましては調整池ということで考えています。

○ 松久下水維持課長

下水維持課、松久です。

補足させてもらいます。

先ほどの床上、床下浸水のプロットのところ、面的には先ほどような大きな考えで処理していくんですけれども、局所的にというところもございます。

そういったところは、その場所を調査しまして、局所的に改良することで解消するということが見込まれるところ、そういうところについては別の考え、先ほどのページで言うと10ページの対象エリアCになるんですけれども、ソフト対策もしくは局部改良ということで、別で事業を行って対処している最中です。

以上になります。

○ 石川善己委員

ありがとうございます。

その調査を、例えば今、実際に相談をさせてもらって、僅か15年ぐらいの中で車3台、4台水没したというところがあるわけじゃないですか。そこはそこなんですけど、全体的にそういうところがあるのかなのかという調査をどういう形でやったのか。あくまでも地域から被害が出て、こういうことがあったからというのがあったところだけなのか、何らかの手法を持つなり考え方を持って、そういったエリアがほかにもないかというような調査をかけているのかとか、そういったところをもうちょっと聞かせていただきたいんです。

○ 松久下水維持課長

実際のところ、雨の降り方によって使える場所、今回は桜のほうだけでしたしということで、やっぱり実際に被害に遭った方からの報告からという調査が実態になっております。

全体的にということは、今は行っておりません。

ただ、もう既に幾つかの箇所もありますし、去年ですかね、大きな被害があったときには、面的に測量をかけて、どこの辺がどれぐらいの浸水があったという調査を行っています。そういったものも幾つかの箇所でやっております。

ただ、先ほどのピンポイントのところにどういった方法がいいのかというのについては、また先ほど言ったことになります。

○ 石川善己委員

いろんなケースによってケース・バイ・ケースというところはあるんだろうなというのは思うんですけども、一回聞き取りみたいなことを自治会を通じて、割に冠水するところというところってやっぱり把握されていると思うので、聞き取り調査なんかしてもらった上で、雨が降ったときに行くというのはリスクもあり、手がないのは分かるので、なかなか難しいやろうなと思うんですけど、そういったときに状況を見に、現地を確認しに行くというような手法も含めてやっていってもらわんと、異常ですよ。

対処方法が難しいのも理解できるし、本当に改善しようと思ったら、それこそ起こして勾配つけ直さなアカンようなところがあるのもよく理解できるんですけど、住んでみえる方からすると、10年ぐらいで車3台も4台も水没するというのは異常やないかという思いというのは強いですよ。

そういったところをやっぱりまずは把握をしてもらうために、地域の方というか、自治会になってくるのかなとは思いますが、きちんとよく冠水するところであるとか、そういったところの聞き取りもやりながら、このエリアどうしていくんだというようなところの対策をやっぱり講じていくような調査研究をしてもらわないとならんのかなと思うんですが、その辺りどうですかと言って、管理者がおらんからあれだけ。

○ 川尻技術部長

分かりました。

今までの浸水被害についても、危機管理課あるいは市民生活部さん等の協力の下、極力把握するように、我々から聞き取りという大変ですけど、問合せなんか何回かして、先ほど説明がありましたように、面的に広がっているところについてはコンサルタントの調査を入れたりして、水位がどこまで上がったか、そういうものをできるだけ早い時期に調

査とか、そういうものは努力しております。

ただ、今言われたように、もう少し積極的にということにつきましては、また、土木要望会とかそういう場に我々出ていきますので、そういう場を借りながら、いろんなチャンネルで市民の声を聞き取るように努力していきたいと思います。

○ 石川善己委員

最後にします。

自宅に置いておいて車が水没するって、アンダーパスへ突っ込んでいったのとはやっぱりちょっと状況は違うと思います。慢性的にやっぱりそういう水没するエリアがあるということは、理解はして、把握はしてもらっているというのは重々分かるんですけど、やっぱりいろいろ調査もかけていただきながら対応していただくようお願いして、終わります。

○ 竹野兼主委員

25日の状況も含めて、今の自然環境というのが、もう非常に様々などんなことが起こるのか分からない状況に対して、上下水道局は精いっぱい仕事してもらっているというところについては評価しておきたいなと思っています。

たまたま25日に東名阪自動車道を走っていきまして、その20分前に走っていたから、ナビのカメラが見えなくなって、これができなくなりましたという声を聞きながら走ってきたわけです。

そうすると、中心市街地に来ると全く雨降ってないんですわ。だから、雲の下の位置のところだけが雨が降ってという豪雨、それをどうするんだというのはなかなか大変なことやと思うんですけど、先ほど笹井委員がいろいろ話しされておったみたいに、六呂見に例えば貯水池ができれば、少なくとも西側にある日永地区についても少しは効果というか、ある程度、今までより水没するところは減るんじゃないかなと思う。

そのところをちゃんとしっかりと地域の住民の方にも説明をしていただけると、それを説明してしまうと、何やあそこができたら、うちらは水がつかんようになるはずやったのというふうに取られるのも困るというのはありますが、実際にそういう状況が起こり得るということは、やっぱり住民に対しても説明をしていく必要があるんじゃないかなと思うところです。

それに対して、貯水池の排水するポンプにも相当なお金がかかるというのは、この計画の中にもたしか、この中心市街地が終わると、そののところに行くという状況だと思うんですが、その点については、その形でいいんですよね。ちょっと確認だけ。その効果があるというのも含めて。

○ 伊崎上下水道局経営企画課長

経営企画課の伊崎でございます。

先ほどもお答えさせていただいた内容とちょっと重なる部分もあるかと思いますが、六呂見の調整池に関しましては、今後どういうものを造るのかというのが分かった段階かと想像しておりますけれども、そういった節目におきまして、こちらから情報提供というか、住民の方にどういうものができるのかというのを説明していく機会を持ちたいと思っております。

そのときに、当然こういう効果が期待できるということも併せて説明することが事業をスムーズに進めていく上でも重要なことと思っておりますので、その辺りも十分意を配しながら事業を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○ 竹野兼主委員

答えはそういう形になろうと思います。六呂見の地域だけではなくて、相乗効果をしっかりと伝える必要があるよということだけ、ぜひ、どんな形になるのか分からないですけど、そういう方向性というか、上下水道局で毎回話になりますけど、費用面、時間、それが非常に大きなものでかかるという、本来ならば、即刻対応していきたくてもなかなかできないのが現状というのを理解していますので、先ほど石川委員も言われたみたいに、どういう地域がそういう可能性が高いのかというのは、当然もう状況としては把握されている。そこ対しての対応をしっかりとさせていただくことを意見としてお願いしておきたいと思います。

○ 伊藤昌志委員

すみません、私が資料をお願いしましたので、同じような意見になりますので、もうそこはちょっと割愛させていただきます。各委員の皆さんがおっしゃったような要望を私も

考えております。

1点、元に戻って、最初のきっかけはポンプの電気設備ですね。その能力自体を、ちょっと設備を早めに変えることによって、根本的にその管のほうじゃなくて、ポンプ能力によってもっと排水をスムーズにできないのかなと思うんですが、その点ちょっと教えていただけませんか。

○ 中野上下水道局施設課長

すみません。施設課、中野です。既設の設備の中で、例えば野田排水機場につきましては、可能な範囲で、若干既設ポンプを改造することによって水量を上げれることが分かりましたので、そういったできる範囲では、更新の際は検討してやっているところでございます。

ただ、なかなか土木構造物は既設の大きさが決まっていますので、ポンプを大きくしたりするというのはなかなか思うようにいかないというのも現実でございます。

以上です。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

お話聞けば納得できるんですが、なかなかちょうど石川委員がおっしゃったように、目の前で何か被害がやっぱり相次ぐと、もっと何かできないかなと。今のご説明でそうだなとは分かるんですけど、ちょっとこちら素人なので、目に見えてこないというか、そういう部分があるなと考えています。

追ってまたいろいろ教えていただきたいなと思っていますので、審議についてはこれで承知いたしました。ありがとうございます。

○ 川村幸康委員

今のポンプの話も含めてやけど、小川議員がずっとライフワークでやっておるわな。あれ、私も小川議員が議長したときに一遍質問してくれって言われて、代わり一般質問をしたときに、副市長が私に、お金さえあってポンプをもっと大きいのにすれば、あの浸水はなかったんですわというのが物すごく頭に残っておるんさ。

そうすると、さっきからずっと聞いておると、異常気象やどうやというのはもうどうに

もならんことでいくと、対応をどうやってするのかと言ったときに、今の市役所の例えば市街化区域に河川排水課と下水建設課とでやっておるのも、本当に合理的なお金の使い方ができておるのかどうなのかやわさ。浸水被害を防ぐためには、お金をうまく使うんやったらどういう仕組みが本当はええのかさ、今までいろんな流れの中で今のところに落ち着いておるやん。

昔は、下水道こっちにあって、水道局だけやったのが、上下水道が一緒になり、河川排水課もあって、農村整備課にもあってさ、それがこういう状況になってきたけど、本当にお金をうまく使えておるのかなというのを、大きく広がり過ぎて、格好よく仕分し過ぎて、一番ええところに使っていないんかなとかさ、もっと言ったら、もう極端なことでは、そういう水路とかそんなところの整備よりも、ポンプの能力を上げてびゅっと出せば一番うまくいくのかなとかさ。

決算やで、一遍どれぐらいお金使っておって、ばらばらになっておったのをきちっと見直しかけて、ここの前に座っている人らはそういうののプロやろうで、あんたらが主導権を取ってさ、予算のぶん取りということじゃなくて、本当に浸水被害含めそういう困るのを、四日市のお金をどこへ集中したら一番うまくやれるんやという、役所の仕組みだけで仕事をしていくと、ちょっともう追いつかへんのと違うかなと思ってさ。

だから、これを契機に一遍きちっと仕組みというかやり方はな、これ何かで見ておると、これ俺の素人の勘やで違っておったら違っていると言って。今の仕組みというか、俺は今のやり方はまずいと思っておるのや。

例えば何でかという、もう農村もお金あらへんもんでな、パイプラインを引いてくれと言うと、うちの地元なんか道路排水にパイプ埋めて、排水を埋めてもうておるのや。本当やで、現実やで、あんたらの課で。そうしたら、U字溝の道路排水を埋めてしまっておるもんで、水があふれて何ともしようがないんさ。ほかへ流れていくから、ほかで文句が来ておるのやわ。だから、難しいなと思ってさ。

そんで、農水振興課はそれ指導しておるのやわな。U字溝にパイプを入れて、地元の材料支給だけで農水振興課は楽やわ。塩ビのパイプをやるだけでさ、あと、もう排水を埋めておるのやでさ。

そうすると、各部署で自分らの予算で使っちゃうもんで、結局大事な道路側溝としての機能がなくなって、むちゃくちゃやなと俺は思っておるのや。

だから、もう一遍きちっとその辺も含めて、誰かが権限を持ってきちっと決めて、それ

が上のほうから下のほうの浸水になるわけやでさ。もう一遍ちょっと、悪いやり方という
と失礼やけど、今の仕組みを変えて、いい仕組みをちょっとやらんとできやんのと違うか
と。思。っ。て。

○ 川尻技術部長

雨水排水対策等につきましては、四日市の総合治水対策ということで、都市整備部と上
下水道局の兼務で理事がおります。都市整備部理事、上下水道局理事治水対策監という形
になります。

もともと四日市も農林、それから都市整備部一昔の建設部—それから下水道部というの
があったんですが、おのおの3部調整ということで、過去からその3部で、俺のところや、
あんたのところやって、極端なことをいうと、若干仕事のパスの仕合いみたいになった。

それについては、今、基本的には3部調整でエリアも決めて、市街化区域は下水道、上
下水道局がちゃんとします、市街化調整区域は都市整備部の河川排水課がしますと、こ
ういう大きな枠組みは決めました。

ただ、30cmまでの小さなものまで全部というわけにいかない中で、同じ都市整備部の中
でも、道路部局が30cmの側溝までは道路側溝として扱います。これは、落ちたら多少けが
はしますが、水道管理者が守るようなサイズではないという中で、そういう分け方をし
て、道路を整備するときに、道路だけ道路整備課で、側溝はまた上下水道局って、それも
ロスが多いので、ある程度のボリュームについては分けたほうがええというのが今の3部
調整ですので、30cmまで分けています。

その分けについては、また議論はさせていただきますし、そういう治水対策監がおりま
すし、その中では、過去には農林のほうで水路を持っていた時代がありますが、今はもう
基本的には農林部門では取水施設とかそういうところになって、水路はおおむね河川排水
課と上下水道局ということで、それも今まで三つやったのをまずは二つに分けて、エリア
も市街化区域と調整区域ということで、市民の皆さんには以前よりはだいぶ分かりやすくし
たつもりなんです。その端境であったりとか埋められたりとか、そういう辺りについて
課題があるということを今聞きましたので、改めて都市整備部と我々の部局でそういう会
議体を持って、今後どういうやり方がいいのかについては話し合いをしたいと思います。

○ 川村幸康委員

そうすると、例えば今、U字溝を埋めてパイプを引いておるのは、河川排水課で許可しておるの。あれは誰が許可しておるの。

○ 川島水道建設課長

水道建設課、川島です。

過去に商工農水部におったことがあるので、参考にお話をさせていただきます。

多分それは用水路専用の水路で、一当然際にあるので、道路側溝のように一般的には見えるんですけど一用水を引っ張る専用の水路だと思うんです。

その中で、オープンの水路だったら漏れたり、蒸発したり、当然ロスがありますので、それでパイプライン化というのがどんどん進んでおるわけです。

その中で、パイプラインを引くのに用地の確保であつたりとか許可の関係もあるので、もともと地元の用水専用の水路のところにパイプラインを入れれば、用地の許可とかそういう許可権限の関係が要らない形というところで効率を求めらる中で、目的が用水路ですので、排水路にしていないうちでパイプラインを入れて埋めておって、今やっておるといふことではないかということだと思います。

○ 川村幸康委員

でも、私が四日市中央工業高等学校の周りのあの埋めたところは、用水路といえども完全に道路側溝の役割を果たしておったやん。それがもう全然違う形に埋めてしまったもので、用水といえども田舎のほうは用排水やでさ。埋めてしまうと、これは埋めて、またどこかで問題が起きたときにもめごとになるなと思ってさ。ただ、安上がりなのは分かるよ、農水振興課がするのは、一番番楽やし。

だけど、そんなん誰かがきちっとこれは一遍指示指導して決めて、これはちょっとやめておこうとか、一旦水があればもう川には行かんようになるわけやでさ、負担かからんわけやで。でも、埋めてしまったら一旦水は引くわけやでさ、がばっと。逆に言ったら、治水機能としての田んぼやら畑というのはそこで消えるでな、あのパイプラインにすると。中へ入れてへんでさ、あれ。そうするとあれやで、どうなのかなと思って。

だから、やっぱりいろんなことを見ると、ここらは考えて一遍誰かがせんと、ばらばらやろう。研究してください。

○ 石川善己委員

ちょっと確認したいんですけれども、都市整備部なら都市整備部と言ってほしいんですけど、今、川村委員がおっしゃったところに似た事例かなと思うんですけど、側溝に電柱が建っておる。新たに電柱移設で、側溝の中に電柱が建っておるのを見かけるようになったんです。

これって、考え方はいいのかなと思って見ておったんですけど、その辺の許可をしているのがどこなのかは分らないです。道路側溝になるのかなと思っているんですが、そういう考えとかがもし上下水道局で分かるのであれば。

○ 駒田上下水道局管理部長

基本的には、先ほどちょっと道路整備課と下水建設課のすみ分けのほうをさせていただきました。その側溝の下の底の幅が30cm以下であれば、道路管理者の許可権限、それを超えておれば、上下水道事業管理者の権限となるんですけれども、例えば、今、石川委員が言われているように、それが30cm超えておるようなものであれば、当然うちが許可しておるんでしょうけど、ただ、うちとしてはやっぱり水路管理者ですので、水路の中に入れるということは、一応許可はさせておりませんので、側溝を振っていただくとか、そういうようなことでの許可という形でさせていただいています。

○ 石川善己委員

分かりました。また、都市整備部で一回確認します。僕は、ある日永の方なんですけど、SNSで側溝の中に電柱が建っておっていいのかというのを上げているのを見たので、いいのかなというのがある。ちょっと地番までは、僕は把握はしていない。日永なんですけど。側溝の真ん中の中にぽんと電柱が入っている状況なので、あかんやろうと思った。要は、それなりに根拠を持って許可をされておるのやったら、その根拠とかが聞きたかっただけです。

以上です。

○ 竹野兼主委員

すみません、川村委員がちょっと指摘されておった予算の使い方があかんのと違うかという話で、農業集落排水の関係とかっていろいろ部門的なものはあるんやと思うんやけど、

雨水対策なんかは、当然市単独の話じゃないですよ。国の補助金をもらわんことにはなかなかできやんという状況やと思っておるんやけど、その点について、もし考えなあかんというふうなところがあるのはどの辺なのか、上下水道局としては、雨水対策の費用面の部分のところについてはしっかり胸張ってやってもらっておるんやろうなって僕は思っておるのやけど、そこのところだけ教えてもらえますか。

○ 川尻技術部長

現在は、国土交通省の予算をうちはいただいておりますというのがほとんどになるんですが、国土強靱化等々につきまして、雨水対策については、ある一定の割合でいただいておりますが、ちょっと今年度、内示率が落ちましたので、昨年、それがもう一年前はほぼ100%いただいていたんですが、今年度ちょっと90%に下水道事業で落ちたというのもあります。

それから、今後、先ほどの説明の中にあったように、阿瀬知ポンプ場であったりとか、ちょっと大きめのポンプ場を整備していくのが10年とかスパンで考えるとあるんですが、その頃に予算の確保というのは非常に重要になってこようかと思っておりますので、やはり国土交通省さんのほうで国土強靱化雨水対策の予算をきちっと確保していただけると、我々としては仕事がやりやすいというふうに考えております。

今現時点においては、何とかぎりぎり我々が推進計画で上げさせていただいております事業については国費もちゃんといただいて、市財政経営部からもきちんと予算をいただいて、上下水道局としては、きちんと進捗をさせてもらっております。

○ 竹野兼主委員

分かりました。

ただ、地域でやっぱり問題があるなというふうに思われるところを見てもらって、意見言っていただくことというのはすごく重要なことでもあるし、それをどういう形で対応するのかというのは、市民の安全というか安心をしっかりと捕まえるところだと思うので、対応していただくことをお願いしておきます。

以上です。

○ 太田紀子委員長

ほかどうでしょうか。

○ 川村幸康委員

ちょっと考えておるのは、国からの補助金をいただいてする仕事があるんやと、どうやってやったらようけもらえるやろうという考え方はやっぱり要るような気がしててな。

例えばうちの地域でやっておるコミュニティ・プラントなんか、あれは環境省からもらったお金やろう。環境の補助金のメニューと補助がないのかさ。

農業集落排水やったら、あれ農林水産省やわな。だから、こだわらずに、上下水道局がやると、それは国土交通省しかないやろうけど、環境省とか農林水産省から何かもらえるものがあるって、使えるもんがあったら使ってやれば、四日市市民は喜ぶわけやで、もっとそういうことも考えたほうがいいのかと思っておる。

予算の使い方が悪いやないかと言うけど、私らが言わんと、あんたらは自分らの中でうちで解釈をして、上手にいつておるなというだけの話やで。俺らみたいに外から見ておる人間からの少しちょっと違うんじゃないかという声をきちっと聞いて、それで、やっぱり川村が言っておるけど、俺らのやり方が正しいなでもええしさ。やっぱり言われたでちょっと考えてみたら、これはちょっとこうやってやったほうがもっとうまくいくなと思うなら、それは変えていつてさ、そこらを常に決算を迎えたらやっていかんとさ、国のお金を有効にいつておるのかということの観点は大事やに。こんだけ被害が出て、なくなてないんやで、少しでもやっぱりそれは知恵を絞ってさ、今までの仕事ぶりとは違うやり方をしていくという、それが一番必要かなと。

それをやるんなら、また私らにも報告してよ。褒めることもできるしな、それならええなって。あんたらは言うたら言うたで自分らで勝手にやっていつてさ、何も報告せんでさ、何しておるのか分からんときもあるんやわな、今のシステムでも。だから、そういう部分もちょっと頭に入れてやってください。

以上です。

○ 太田紀子委員長

それ、意見としてでよろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

はい。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

ほかにご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

○ 荒木美幸委員

一般会計の部分の合併浄化槽の件は提言シートのところでまた議論するので、触れないということでよろしいんですか。

○ 太田紀子委員長

ちょっとそれは留保させるようにします。

○ 荒木美幸委員

泗水の里について、昨年度の決算のときで話題に上がっていたのかなというふうに思います。

令和3年10月から新しいラベルにさせていただいて、バーコードをつけていただいています。令和3年は半年なんですけれども、販売個数であったりとか売上げ等の変化があったのかどうか教えていただきたいと思います。

○ 因田上下水道局総務課長

総務課、因田です。

泗水の里の販売本数ですが、令和2年よりは令和3年は増えております。

以上です。

○ 駒田上下水道局管理部長

すみません、バーコードを入れたということで、ちょっと補足をさせていただきたいんです。

バーコードを入れたことによって一部のスーパーの店舗さんで売っていただけることができました、そこで大体800本ぐらい、そのスーパーさん1店舗で昨年度の半年間でちょっと増えておるということとはございます。

○ 荒木美幸委員

アピールが目的でありますので、販売単価が製造単価よりも安いという課題がありますので、大変悩ましいところであるのですけれども、こういった取組をしていただく中で、昨年度はたしかバーコードをつけることによってロット数等の見直しができないかどうかの検討をしていきたいというような答弁もされていたのかなというふうに思いますけれども、まだそこまでは行ってないという感じでしょうか。

○ 駒田上下水道局管理部長

まだ本数的に、まだコロナ禍ということもございまして、いろいろなイベントがまだやっぱり抑制されておる中で、売上げ自体をばっと倍に伸ばしていくというところがなかなか難しいところがございまして、今後、ウイズコロナというところになってどうしていくか、いろいろなPRで使っていく、無償で出す部分も当然必要になってくると思いますので、その辺も加味して、ちょっと来年度の予算編成に向けて検討してまいりたいと思います。

○ 荒木美幸委員

先日、山本事業管理者も新たな手法も少し頭に入れていらっしゃるようなこともおっしゃっていましたし、本当に泗水の里はモンドセレクションを3年連続受賞というこのキャッチーな内容をしっかりと伝えていただきたいと思いますし、引き続き、新たな手法ということで研究を重ねていただければなというふうに思います。

(「ちょっとこれで関連」と呼ぶ者あり)

○ 竹野兼主委員

販売するに当たって、その仕入先のうち800本ぐらいはスーパーみたいな、上下水道局では卸と販売金額という形になってないのと違うのではないかな。

例えば普通100円で売りますよ、そうしたら、仕入れは80円ですよという話やけど、たしか仕入れたいと思って、その金額は一切変わらんという、変わってないような状況やったと思うんやけど、それでは、なかなか売ってほしいと言ったらおかしい、だから、そ

こで利益を上げられやんというのが多分行政の一番問題のところやと思うんやけど、本当に真剣に本数を売っていかうとするのであれば、売ってもらうところに対する利益というのがなければあかんのと違うのかなというふうに前から思っておるんですけど、そういう形にはなってないですよ、今。

○ 駒田上下水道局管理部長

すみません、うちの卸値というのは1本75円で卸させていただいて、販売者の方は当然100円とかその程度で売っていただいて、1本売ると25円ぐらいの利益が出るという形にはなっております。

○ 竹野兼主委員

分かりました。上下水道局では。

○ 駒田上下水道局管理部長

申し訳ございません。上下水道局で売っている場合はそのまま利益取りませんので、75円で売っています。若干ほかのところより安い、じばさんさんとかスーパーさんよりは安いという形になっております。

○ 竹野兼主委員

まあまあ、そういうような部分のところも利益を上げるじゃなくって、販売数量をという部分については、そういう視点も一応検討してもらう必要があるのかなと思っていますので、よろしくお願いします。

○ 太田紀子委員長

ほかよろしいでしょうか。

○ 荒木美幸委員

すみません、決算の金額としてはどこにあるのかちょっと分かりにくいんですけども、以前からスマートメーターについて研究をしていくということで、山本事業管理者もそういう意識を持っていらっしゃると思うんですが、令和3年について、そういったスマート

メーターの研究等をどのようにしてきたのか、していないのか、少し方向性を教えていただければと思います。

○ 西山お客様センター所長

お客さまセンター、西山でございます。

スマートメーターにつきましては、研究は続けてはおるところではあるんですけども、メーター自身の単価が現在の機械式のいわゆる単純な羽車式のメーターと比べますと極端に高いというところがありまして、現時点では一般家庭等に設置はしておりません。

ただ、今後、住宅地等のミニ開発が行われる場合に、機会を捉えて実験的に設置するという方向で検討は進めております。

以上です。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

今おっしゃったように、コストの問題が一番大きな課題であるのと、あるいは検針員さんの仕事をどう確保していくのかという、そういった難しい課題もあろうかと思えますけれども、全国的にもやはり漏水の早期発見であったりとか、あるいは断水の未然防止とかというところで効果があると、また、業務効率にもつながっていくとの調査もありますので、そういった先進事例もしっかりと注視をしていただきながら、今おっしゃったような機会をとらまえて、引き続き将来を見据えた I o T の活用ということで研究を進めていただければと思います。

○ 太田紀子委員長

ほかよろしいでしょうか。

○ 荒木美幸委員

すみません、1点、説明資料の中の76ページにホームページの制作料が129万円ということで載っています。すばらしくリニューアルをされたと思います。とてもすばらしいスタイリッシュなデザインで、非常に分かりやすく、今までとはもう全然違うような内容のホームページを拝見して、本当にしっかりと当局が取り組んでくださったんだなというこ

とを、これ大きく私は評価をしたいなということを思っております。

そこで、質問なのですが、100万円何がしを使って昨年度作成をされたと思うのですが、今後、今年度は更新の管理料であったりとか、そういったものが計上されているのかなと思うのですが、職員の手で中身を更新していくのか、あるいは業者さんを使っていくのか、そこだけ教えてください。

○ 岡崎上下水道局総務課総務係長

総務係長の岡崎でございます。

ホームページのほうは両方ございまして、簡単なものについては職員のほうで更新ができるようになっておりまして、大きく変える場合は業者さんのほうに委託をして、更新のほうを依頼するという形にしてございます。

○ 荒木美幸委員

細かくは見てないんですが、財務状況等についてはまだ載せていないのかなと思います。確認させてください。

○ 駒田上下水道局管理部長

申し訳ございません。財務状況については、昨年ちょっと載せるようにご用意はしておったんですけれども、ちょっとそこに間に合ってなくて申し訳ない。今年度につきましては、この決算審査後、上水についても下水についても、分かりやすく財務状況を載せるような形で検討しております。

○ 荒木美幸委員

お願いいたします。せっかくすばらしいものをつくられたので、今おっしゃったように、分かりやすく、部長がおっしゃった分かりやすくってすごく大事だと思います。

他の自治体等では、財務状況を家計のいろんな収支に照らし合わせながら上下水道のお金の流れというのが分かるような非常に工夫をした、そういったものも先進事例でありますので、いいホームページにさせていただいたからこそ、ぜひ分かりやすい財務状況をしっかりと公開して、市民への周知に努めていただきたいと思います。

以上です。

○ 太田紀子委員長

ほかよろしいでしょうか。よろしいですね。

(なし)

○ 太田紀子委員長

ほかにご質疑、ご意見がないということで、質疑はこの程度といたします。

それでは、これより討論に移ります。

討論ございましたらご発言願います。

(なし)

○ 太田紀子委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行おうと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

なお、全体会へ送るか否かは採決の後でお諮りいたします。

それでは、採決を行います。

反対表明がございませんので、簡易採決とさせていただきます。

議案第18号令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、上下水道局所管部分、議案第19号令和3年度四日市市水道事業における利益処分及び決算認定について、議案第21号令和3年度四日市市下水道事業における利益処分及び決算認定について、認定すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

続いて、全体会に送るべき事項について確認をいたします。

なしでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

それでは、全体会送りはなしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第18号 令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第4款衛生費、第1項保健衛生費（関係部分）、歳出第6款農林水産業費、第3項農地費（関係部分）、特別会計、農業集落排水事業特別会計、議案第19号 令和3年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について、議案第21号 令和3年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について、採決の結果、別段異議なく認定すべきものと決する。]

○ 太田紀子委員長

次の事項に進む前に、会議用システムの330に四日市市議会提言チェックシート、政策提言に係る進捗状況の28ページのとおり、決算常任委員会で報告のあった前年度の提言事項である上下水道局の合併浄化槽の水質浄化促進及び普及促進について、分科会での提言、終了、継続、一部変更のいずれかに分類整理を行うこととなっておりますので、委員の皆さんからご意見をいただきたいと思います。

いかがでしょうか。

○ 荒木美幸委員

議員間討議というよりも、少し当局に質問するということが可能ですか。

○ 太田紀子委員長

可能です。

○ 荒木美幸委員

では、少し質問させてください。

今、委員長からご紹介のように政策提言ということで、令和３年度から補助額を増額していただきました。

検査の適正率につきましては、実績報告書で132ページから確認をさせていただきましたけれども、適正率が1.5ポイント増えて52%です。目標の52.9%にやや届かなかったけれども、1.5ポイント増えての52%となっています。

まず、このパーセンテージについて、やはり当局としては一定の成果があったと評価をしているのかどうかという点をお聞きしたいのと、それからもう一点、受検率のほうですが、58.1%の目標に対してどうだったのか教えていただけますか。

○ 太田紀子委員長

すみません、どうぞお願いいたします。

○ 伊藤生活排水課長

生活排水課長の伊藤でございます。

まず、52%の数字に対してというところと法定検査受検率の数字というところでございます。

法定検査受検率につきましては、委員のほうからおっしゃっていただいたように、52.9%に対して52.0%ということで下回った。これについては、我々としてはもう少し頑張る必要があるとは思っております。

ただし、委員がおっしゃっていただきましたように、令和２年度から1.5ポイントの上昇した、これは一つの成果だというふうに捉えておりまして、引き続き我々としてはこれの上昇に努めたいというふうに考えておるところでございます。

それと、受検率のパーセンテージでございます。これにつきましては、58.1%の目標に対しまして57%と、1.1ポイント低い。ただし、これも令和２年度の55.5%に対して、こちらも1.5ポイント上がったということで、我々としては皆様に頑張ってもらった、また、我々の啓発を受けて皆さんが頑張ってもらったというものと捉えておるところでございます。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。おおむね成果が上がったものと理解をさせていただきました。

もちろん補助額が増額したということもプラスに働いたかなと思いますけれども、四日市市シルバー人材センターへの委託から市の職員に振り替えていただき——たしか6名体制だったと思いますが——立入検査等をしっかりと強化していただいたということもポイントが上がった理由の一つかなと思いますけど、その点はいかがでしょう。

○ 伊藤生活排水課長

生活排水課長、伊藤でございます。

ご指摘いただきましたように、職員にすることによって権限が大きくなったということではございます。ただし、その権限を実施したということではないんですが、やはり職員であるという意識の下、市民の方の受け方も違ったのかなということで、実数に反映されたものと推測しておるところでございます。

以上でございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

職員による啓発活動を始められたということで、それと、補助額の増額のこと、相乗効果で、令和4年度、令和5年度の目標を立てていただいておりますので、この目標に向かってしっかりと取組を進めていただければと思います。

私は、質疑は以上です。

○ 太田紀子委員長

よろしいですか。

ほかご意見、ご質疑ございますか。

○ 竹野兼主委員

今、質疑に対する答弁で、この状況であれば、これ以上、そうしたらまた金額を上げる

という部分ではなくて、残り2年間、この委員会のほうで報告をしてもらうという形で、提言チェックシートについては一応終了というのでいいのではないかなというふうに私は思いますので、意見として言わせていただきます。

○ 太田紀子委員長

ほかの委員の方はどうでしょうか。

○ 川村幸康委員

終了というか、私は継続でいいのかなと思う。目指すべきは100%やで。やっぱりSDGsを考えると100%やに。やっぱりしつけが大事で、目指すべきところに行っていきたいと思うので、そうやろう。

だから、やっぱりきちっとせんと垂れ流しやもんな。そこはやっぱりしっかりと継続すべきかなと。

○ 竹野兼主委員

川村委員が言われる継続、その継続については、委員会での報告というつもりで言ったつもりですけど、継続についてもいいのかなというふうに、私としてはどちらでもいい。基本的には、しっかりとした対応をしているというのは確認できているので、今後、継続という意味合いのところはあると思っていますので、以上です。

○ 諸岡 覚副委員長

私も今年は継続でいいと思うんですが、今、川村委員がおっしゃったように、目指すべきは100%なんです、これは絶対に。100%なんやけど、100%というのは絶対無理な数字でもあって、そうすると、そこ目指す間はずっと継続やと、これ10年も20年も残っていく話で、いつまでたっても消せやんで、今年は継続でいいと思うんだけど、ちょっとどこかで折り合い見て、来年か再来年には消せるようなことも委員会としては考えておかないといけないのかなとは思いますがね。今年は継続でいいと思います。

○ 川村幸康委員

ずっととは思わへんのやけど、ポイントが上がったというのは何やったんかなというの

を市の担当の人らがどう認識するかというのが大事で、自分らがようやったでというんやったら励みになるやろし、あと、費用の部分な、予算の部分がもっとあるともっと伸びたんかどうなのかというところはきちっと考えるべきかなと。

予算があつたらあつたで伸びるっていうもんでもないやろうし、恐らく、その辺をどう見るかという考え方が落ち着くまでは私は継続しておいたほうがいいかなと。それがきちっと当局のほうからも、そういうことですねということがある程度分かれば、その時点で考えたらいいかなと思います。

○ 諸岡 覚副委員長

だから、今言われたようなことに来年はきちんと回答できるような努力をもう一年積んでいただいて、今年は継続という、そんなところでどうですか。

○ 竹野兼主委員

その辺についての意見をしっかりとまとめていただいて報告していただければいいのかなと思います。

以上です。

○ 太田紀子委員長

ほかよろしいでしょうか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

そうしたら、上下水道局の合併浄化槽、水質浄化促進及び普及については継続ということで全体会に報告させていただきます。よろしいですね。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

議案第25号 令和4年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算

○ 太田紀子委員長

そうしたら、ここからは、予算常任委員会都市・環境分科会として、議案第25号令和4年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算について審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありませんので、質疑から行います。

ご質疑のある委員の方は挙手にて発言をお願いいたします。

よろしいでしょうか、なしで。

(なし)

○ 太田紀子委員長

なしでよろしいですね。

ほかに質疑ございませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論のある方は挙手にてご発言願います。

(なし)

○ 太田紀子委員長

討論も別段ないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

なお、全体会に送るか否かは採決の後にお諮りいたします。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

異議なしと認め、採決を行います。

反対表明もないために簡易採決を行います。

議案第25号令和4年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算につきまして、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に、全体会審査を送るべき事項について、委員の皆様から提案がございましたらご発言願います。

(なし)

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

それでは、全体会に送らないことといたします。

〔以上の経過により、議案第25号 令和4年度四日市市下水道事業会計第1回補正予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 太田紀子委員長

以上で議案第25号令和4年度四日市市下水道事業第1回補正予算の審査は終了いたしました。

次も進んでよろしいでしょうか。

1 1 : 3 2 休憩

1 2 : 1 2 再開

○ 太田紀子委員長

以上で上下水道局の所管事項は全て終了となりました。ありがとうございます。

再開は午後1時半からといたします。よろしくお願いいたします。

1 2 : 1 2 休憩

1 3 : 3 0 再開

○ 太田紀子委員長

それでは、これより都市整備部所管部分の議題について審査を行います。

まずは、部長よりご挨拶いただきたいと思います。

○ 伴都市整備部長

都市整備部でございます。よろしくお願いいたします。

まず、冒頭少しお時間いただきまして、先週25日にありました大雨に係ります都市整備部所管の施設への被害状況の報告をさせていただきます。

私どもが所管の施設の中で、まず道路ですが、道路のり面の崩れなどで市道の通行に障害が出た案件、これが3件ございました。このうちの2件につきましては、東名阪自動車道のり面が崩れたということで、一時通行止めの措置をしております。この案件は管理者のNEXCO中日本が対応いたしまして、翌日の26日に通行止めを解除してございます。

また、残りの1件、これは桜智積線という市道で、国道306号の旧道になります。こちらにつきましては仮復旧をいたしまして、29日に開放してございます。

また、河川におきましては、鹿化川上流部分、川島町地内の部分ですが、こちらものり面が崩れまして、一時河川が閉塞いたしました。一旦堆積土砂を撤去いたしまして、通水断面を確保しましたが、現場につきましては、渇水期に改めて本復旧を行っていきたいと考えております。

また、川の関係で、あと、県管理の三滝川の関係になりますが、下流域の市が管理する降水時期、この部分に草木、流木などが漂着いたしまして、トータルでおおむね50 t 程度になろうかと思いますが、こちらの撤去を今してございます。引き続いて、この撤去作業を継続し行ってまいります。

いずれの案件におきましても、現在、維持修繕費など既決の予算で対応させていただいております。

以上が25日の大雨に係ります被災状況の報告でございます。

本日は、決算認定のほか補正予算、あと、一般議案等、お願いしてございます。よろしくご審議お願いいたします。

それ以外にも所管事務調査、あと、その他報告とお願いしてございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

議案第18号 令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
一般会計

歳出第8款 土木費

第1項 土木管理費

第2項 道路橋梁費

第3項 交通安全対策費

第4項 河川費

第6項 都市計画費

第8項 住宅費

歳出第13款 災害復旧費

第1項 土木施設災害復旧費

特別会計

土地区画整理事業特別会計

住宅新築資金等貸付事業特別会計

○ 太田紀子委員長

それでは、決算常任委員会都市・環境分科会として、議案第18号令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、一般会計、歳出第8款土木費、第1項土木管理費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第6項都市計画費、第8項住宅費、歳出第13款災害復旧費、第1項土木施設災害復旧費、特別会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計を議題といたします。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がありましたので、資料の説明をお願いいたします。

すみません、お名前言ってご発言をお願いいたします。

○ 北川道路維持課長

道路維持課、北川です。よろしくお願いいたします。

資料ですが、タブレット、今日の会議、都市・環境常任委員会分科会、002都市整備部（関係資料）をお願いいたします。

3ページ、決算常任委員会、都市・環境分科会追加資料になります。

97分の5ページをご覧ください。

道路維持課における維持補修体制についてでございます。

荒木委員からは、市道における道路パトロールの状況について資料請求をいただきました。

資料では、パトロールの状況と併せて、道路維持課の維持補修体制と令和3年度中の補修作業実績を記載しております。

まず、資料の1、維持補修体制でございます。

道路維持課では、生桑町にあります道路補修作業所を拠点といたしまして、会計年度任用職員12名で3班を編制して、市道における道路パトロールと補修作業を行っております。

班体制につきましては、月曜日と金曜日は北部の補修作業班、南部の補修作業班、市道のパトロール班の3班体制、火曜日から木曜日は、職員の年間出勤日数の都合上、北部の補修作業班、南部の補修作業班の2班体制としております。北部、南部の分けは、資料に記載のとおりでございます。

ここで、補修作業班による具体的な作業内容について、資料の3、令和3年度補修作業実績の件数と併せてご説明させていただきます。

まず一つ目は、舗装剥がれ、道路陥没の補修作業を行っておりまして、作業実績はそれぞれ1937件と6件で、合わせて1943件と最も多くなっております。

二つ目は、カーブミラーの鏡面取替えや方向修正、三つ目は、防護柵の簡易的な修繕や視線誘導標の設置を行っており、この二つ目、三つ目を合わせた交通安全施設の補修作業は、公安関係といたしまして、作業実績は383件となっております。

四つ目は、道路の通行に支障となる草木の除去作業で、作業実績は176件、五つ目は、破損した側溝蓋の交換や道路上の落下物など障害物の除去作業なども行っており、作業実績は、その他の項目として958件となっております。

次に、資料の2、パトロールの状況でございます。

3班体制が確保できる月曜日と金曜日につきましては、市道のパトロールを専属とする班を1班設け、補修頻度が多い箇所を中心にパトロールを実施しており、パトロールの途中で舗装の剥がれなどを発見した際は随時補修作業を行っております。

3班体制のうち、残る2班と火曜日から木曜日の2班体制の日につきましては、北部と南部に分かれて舗装の剥がれなどの補修作業を行っており、この補修の作業箇所に向かう際には道路パトロールを実施しております。また、各地区担当者職員におきましても、同様に、現場に向かう際には補修後の現場確認や危険箇所のパトロールを実施しております。

もう一度、資料の3、令和3年度補修作業実績をお願いいたします。

表では、4月から9月の上半期と10月から3月の下半期に分けて各件数を表記してあります。舗装の剥がれや陥没修繕は、雨が多く、また、用水を含む管路などの通水が多い上半期に件数が多く見られることから、補修作業班では事故につながるおそれのある舗装の剥がれや陥没の修繕を優先的に実施しております。

このように、私ども道路維持課におきましては、しっかりと道路パトロールを実施し、大規模な事故につながらないよう、また、少しでも道路損傷箇所での事故が減少するよう、今後も道路の維持補修に努めてまいります。

5ページの説明は以上です。

引き続き、97分の6ページをお願いします。

生活に身近な道路整備事業費の歳出の増減についてでございます。

竹野委員からは、令和2年度決算額に対し、令和3年度決算額が大きく減となっている要因が分かるよう資料請求をいただきました。

資料では、令和2年度、令和3年度の決算額の内訳と、参考に令和元年度から令和3年

度の予算現額に対する執行額を記載しております。

まず、表 1 をご覧ください。

決算額の内訳についてですが、令和 3 年度決算額 6 億 5240 万 9423 円は、明許繰越額 1558 万 2836 円と現年度執行額 6 億 3682 万 6587 円の合計額となっており、令和 2 年度決算額 9 億 2812 万 8983 円は、明許繰越額 2 億 2831 万 1819 円と現年度執行額 6 億 9981 万 7164 円の合計額となっております。

決算額の増減につきましては、表右側に記載のとおり、令和 3 年度決算額は、令和 2 年度決算額に対し 2 億 7571 万 9560 円の減となっており、内訳としましては、明許繰越額で 2 億 1272 万 8983 円の減、現年度執行額で 6299 万 577 円の減となっております。この表に記載のとおり、決算額は前年度からの繰越額である明許繰越と現年度執行額の合計額となりますので、令和 3 年度と令和 2 年度の決算額の差は、令和元年度から令和 2 年度への繰越額が令和 2 年度から令和 3 年度への繰越額より約 2 億 1300 万円多いこと、また、令和 2 年度の現年度執行額が令和 3 年度現年度執行額より約 6300 万円多いことが要因で、約 2 億 7600 万円の差が出ております。

なお、令和 2 年度決算額の明許繰越につきましては、令和元年 9 月に発生しました集中豪雨への対応や未就学児移動経路の緊急調査など、年度当初に想定されなかった業務により、土木要望事業の年度内完了が見込めなくなったことで大きくなっています。

委員からは、決算額の減に対して、生活に身近な道路整備事業費が削減されているのではとのご心配をいただきましたが、表 2 にお示しのとおり、予算現額に対して、当年度あるいは翌年度への繰越しにより全額執行しております。

なお、令和元年度から令和 2 年度への予算増額につきましては、効果的事業への追加配分の導入による 1 億 2000 万円の増額、また、令和 2 年度の 760 万円の減額補正につきましては、効果的事業導入の初年度ということもあり、一部において効果的事業費が執行されなかったことによるものでございます。

令和 3 年度につきましては、地区担当者が地域に入り、制度の説明を行いながら活用していただくことで、全地区において効果的事業費を執行しております。

道路維持課の説明は以上です。

○ 山田都市整備部参事兼公園緑政課長

公園緑政課、山田でございます。

よろしくお願いいたします。

7 ページをお願いいたします。

石川委員からは、追加資料のご請求がございました公園の維持管理におけるボランティア団体の活動についてまとめた資料となっております。団体や会員数の推移と団体との意見交換、団体継続のための取組についてまとめさせていただいております。

今回、公園ボランティア団体とは、有志の皆様が集まって結成された南部丘陵公園や四郷風致地区など大規模公園や緑地で活動を行っている団体をまとめた資料となっております、表でお示しさせていただいております。

令和元年度は10団体あったものが、令和2年度、令和3年度も同じですけれども、8団体に減少しております。表で言いますところの3番、西日野寿老会と5番のボランティア八王子、この2団体が令和元年度から2、3ということで減っております。

一方会員数に関しましては、減少している団体、増加している団体、両方存在しております。これはコロナ直後——令和2年度になりますけれども——令和2年度は行動制限などによりボランティア活動ができなくなり、会員数の減少が見られた団体やボランティア活動ができなくなった団体が現われたものというふうに推察されております。

一方、会員が増えた団体では、その後の行動制限の解除や、直近ではウイズコロナの時代に入り、会員数も持ち直しのものではないかというふうに思われます。

次に、二つ目になりますけれども、現在の団体との意見交換について挙げさせていただきます。

まず、一つ目は、既設活動団体への新規参入者の掘り起こしが必要なのではないか、二つ目は、新規活動団体の掘り起こしが必要ではないか、三つ目には、活動に必要な資機材を提供してほしい、このような意見交換や要望として各ボランティア団体からはお聞きしております。

次に、三つ目になります。このようなご意見を受けて、活動団体継続のための取組について記載をさせていただいております。

まず、第1点目に、新規参加者や新規団体への呼びかけとして、広報よっかいち等、このようなものを利用して公園ボランティアの活動内容を紹介したり、興味を持ってもらうとともに、新規団体、新規会員募集についても掲載することで市民の皆様への周知を図ってまいりたい。

また、さらに、2点目ですけれども、近年、企業のCSR活動や脱炭素社会への取組に

対する企業の意識も高まっていることから、企業にも声をかけ、既設団体への参画による人材確保や新規参入の可能性を探ってまいりたいというふうに考えております。

具体には、今年度も緑化基金の企業への案内——毎年11月から12月頃に案内を送送させていただいておりますが——これと同時に、ボランティアへの参画の是非に関するアンケート、これも同時に送って調査をしてまいりたいというふうに考えております。

また、興味を示していただいた企業には、施設団体とのマッチングによる人材の確保の可能性や、また、新たなボランティア団体設置の可能性など、こういったことを探ってまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目ですけれども、資機材の支給に関しましてですけれども、現在もやっておりますんですが、引き続き剪定ばさみ、草刈り機の替え刃、チェーンソーの替え刃等、活動に必要な資機材を支援するほか、ボランティア団体の方々では撤去困難な活動、例えば支障となる巨木の撤去とか、ちょっとした管理通路の整備、この辺りは活動しやすい基盤整備を市のほうで実施していきたいというふうに考えております。

最後に、市といたしましても、低利用公園の再編や改修、この計画を実施し、利用頻度の向上や維持管理しやすい公園づくりに取り組んでまいりたいと、そのように考えております。

説明は以上でございます。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

これより質疑に移ります。

ご質疑等ございましたら、挙手にてご発言お願いいたします。

○ 竹野兼主委員

どうも資料ありがとうございました。

繰越明許費ということで、事業がそのときにできなかった2億円分があるということ、心配したその金額の部分の中には、少し760万円ほどの減額の状況にはなっているけれど、地域の予算等はしっかりと用意してもらって、今年度見ていくと、しっかりとした対応での地域の課題の道路整備が行われているということが確認できたので、今後とも地域の意向をしっかりと聞いていただきながら、効果を高めるためにこういう形にしたと

いうのは前から聞いていますので、対応をお願いしておきたいと思います。

私としては以上です。

○ 太田紀子委員長

ほかにいかがでしょうか。

○ 石川善己委員

資料ありがとうございます。

公園ボランティア団体は、やっぱり数も減って、参加者、会員数というのかな、減っている傾向が強いんですけど、2団体さんは増えていってますよね。この辺り、何があってこの2団体は会員が増えているのかというのは、把握というのはできていますか。あればちょっと教えていただきたい。

○ 山田都市整備部参事兼公園緑政課長

公園緑政課、山田でございます。

すみません、詳しくまではまだ調査できてないんですが、説明の中でもちょっと申し上げた、やはりウイズコロナの時代になって、活動団体で以前にしていたところがなくなってしまったところもありますし、新たに個々の活動団体はやはり掘り起こしとか、その辺り、代表者の皆様のやっぱり努力やと思うんですけども、そういったものもあって増えていったのかなというふうに推察されるかなというふうに思っております。

○ 石川善己委員

ありがとうございます。

コロナ禍でなかなか活動しづらいとか活動休止になっていて、モチベーションを維持できなくて、団体数はともかく、会員数は減っているんだろうなと思いながら資料をお願いしたんですけど、増えている団体さんもあるということで、ここはひとつやっぱり着目をしていただいて、どういったところのケアができれば会員数が増えてきたのかというところの聞き取り含めて、それが他の団体さんにも適用できるようなものであれば、しっかりその辺りのノウハウをお伝えいただくということも大事なのかなというところです。

意見交換会の中での要望は、まあまあ大体想像どおりのところが出てきているなと思う

ところなので、やっぱりポイントになるのは、環境部のときにもちょっと以前お話しはしたんですけど、やっぱり企業さんの参画というのは非常にポイントになってくるのかなと思いますので、この辺りしっかりと意向調査をやっていただきたいなと思うところと、広報を通じての募集活動というのは、従来も地区だよりとかも含めてやってきていただいて、そこでなかなか効果が上がっていないので、単純に広報よっかいちで告知をただけで会員数が簡単に増えるとは思いませんが、その辺りどうですか、見解は。

○ 山田都市整備部参事兼公園緑政課長

公園緑政課、山田でございます。

委員がおっしゃるとおり、過去からも続けてきておるところですけれども、準特集号とか、そういう目立つところでもまた考えていきたいなというふうに思います。

なかなかやはり集まらないというのは現状でございますけれども、今回新たな取組として、企業さんのほうにもアンケートを取らせていただきますので、そちらのほうの様子も見ながらいろいろ検討していきたいというふうに思っております。

○ 石川善己委員

ぜひお願いします。というのは、やっぱり現状の本市の公園管理って、もはやボランティア団体さんがいないと成り立たないわけではないですけど、かなりやっぱり委ねる部分が多いと思っています。

そんな中で、やっぱり団体さん自身に存続していただくことも含めると、この間少し立ち話はしたんですけど、単純なボランティアということだけではなくて、そんな大きな金額を出す必要はないんですけど、業務委託という形で公園管理を委託するというような形で、そんな大きな金額は要らんとするんですが、ある程度ひもつきの補助金みたいな形とか資材等の現物支給という部分に限られていますので、団体さんが活動していく中で、ある程度自分たちの裁量の中で使えるような資源も用意をしてあげるといった意味合いも含めると、業務委託という形の検討ができないのかなと思うところもあったりするんですが、その辺りの見解についてちょっとお願いしたいんですが。

○ 山田都市整備部参事兼公園緑政課長

公園緑政課、山田でございます。

今回、公園ボランティアという名前が示すとおり、委託というか、お金をお支払いすることもなかなかちょっと慎重にならなければいけないのかなというふうには考えておりました、その辺りも、今回資機材とかその辺りは、ふだん言われておるんですけれども、こちら辺はやはり十分に支給できるように、その辺りはそういうようなことを思いながらやらせていただきたいなというふうに思います。

今回、公園ボランティアということで、こういう大きな公園をまとめさせていただきましたが、中には、我々も把握していない小さな公園を1人で管理しておるボランティアの方とか、そういう方も中にはお見えになると思います。そういう方もおる中で、やはり委託料を払うと、その辺りのところも勘案していかなければならないのかなというふうには考えておりました、その辺りを検討しながら考えてまいりたいふうに思います。

○ 石川善己委員

今決算については、決算としてなんですけれども、次年度の予算要求も含めて、やっぱり公園管理の在り方って、ずっといろんな方から提案なり見直していかないとあかんのと違うかというようなお声も出ている中で、本当に今この人数の減少を見て、しかも、活動休止——実質は解散ですよ——団体さんが二つもあってというところを見ると、もう少し何とかして考えていかないと、本当に公園の維持管理ができなくなってくると思うんです。

その辺りを、やっぱりもうこのタイミングなんて本当は遅いぐらいなんですけど、きちっとした予算要求項目も含めて検討していただかないと、来年度すぐにどうかというのは別にして、将来的に考えたときに、もう本当に荒れ放題の公園がぼこぼこ市内にできてくるという状況が想像できてしまうので、しっかりと人員募集と活動団体さんの新たな、逆に言うと新しい団体さんをつくっていただくような仕組みづくり、それを立ち上げていただくための物心両面の支援というところをしっかりと検討してもらわないと、本当に全部行政が本来の——本来という言い方はおかしいと思うんですけど——仕事として業務を外部に委託しなければいけない状況になったという、トータルで見たらやっぱりコストって、今よりはるかにかかっていくと思うんですよね。

5年後、10年後の公園管理を見据えた中で、民間の皆さんに快く参加をしていただくために何が必要かということを経今のタイミングで見直して、次年度予算にも要求を盛り込んでいってもらわんとあかんのかなと思うので、見解を伺いたいなと思います。

○ 伴都市整備部長

すみません、部長の伴でございます。

ご意見ありがとうございます。

先ほど課長からもありましたように、なかなかボランティア団体の方にいきなり委託という形でお支払いするというのはどうかなというところがございます。

ただ、様々な団体の方ですとか、ある意味、個人で管理いただいている方等も見えますので、そこらを細かく、正直言いまして、拾い切れない範囲のことがしていただいていると思いますので、細かくそういうところを可能な範囲で拾うのと、あと、ちょっと意味合い違うんですけど、あと、市民緑地制度で管理をお願いしていたり、あと、花緑いっぱい事業ということで花の苗を植えていただくという事業をやっていたりしますので、直接的に一緒に事業ではないんですけど、ちょっとそこらの手法等も整理しながら、また、いろいろ他市のボランティア団体への支援の仕方みたいところは研究しながら、先ほどありました企業等への新たなPRを進めるとか、そういうのと並行して、なかなか来年度の予算に何かこう大改革というのは今からちょっと厳しいかと思いますが、そういうところで、どういうふうなところが有効であるかというのは時間をかけないでいろいろ探っていきたいと思っています。

○ 石川善己委員

すみません。来年度にぼんとつけて何かを変えろという意味ではないんですけど、3年後、5年後、10年後の公園管理を考えたときに、少しはそういった転換というか、何か変えていくところの道筋を調査する、あるいは少しでも道をつけるというところでの予算要求をしていただきたいなというふうにお願いをしておきます。

それで、ごめんなさい、1個ちょっと確認だけさせてください。

花緑いっぱい運動って、所管って公園緑政課でしたか。

今、基本ってこれって、自分の中で自分の地域は老人会が受けていると思うんです。基本は全部そんな形で受けているんですかね。もう地域によって違うんですか。

○ 山田都市整備部参事兼公園緑政課長

公園緑政課、山田でございます。

どの団体でも構いません。老人会とか地域の自治会とかということでもありません。その辺りは全くなしで、どういう団体でも申請していただければ大丈夫となっております。

○ 石川善己委員

もう最後にします。

すみません、繰り返しになるんですけど、やっぱり先を見据えた第一歩の予算要求を含めて、しっかりした検討をお願いして、終わります。

以上です。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○ 竹野兼主委員

すみません、無知なものでちょっと教えてください。

公園ボランティア団体の基本的な事業って、草刈りとかそういう部分なのかなとイメージするんですけど、例えばボランティアとして年に何回ぐらいはこういうのをするよとかという具体的な事業というのはあるのかどうかを教えてください。

○ 山田都市整備部参事兼公園緑政課長

公園緑政課、山田でございます。

実際、今お示しさせていただいた団体ですけれども、具体的なものはございません。必要な草刈り機とか草刈りがまとか、そのようなものは支給させていただいておるものの、いつやるとか、ある程度は決まっておるんですけれども、その日に雨が降るとやめるとか、そういったこともございます。あくまでもボランティアですので、そのような活動体制でやっていただいております。

○ 竹野兼主委員

分かりました。公園ボランティア団体って、イメージとして、例えば当然ですけど草刈りぐらいかなとか、あと、掃除ですよ、そんなぐらいかなというイメージだったんですけど、ボランティアで、さっき課長が言われるみたいに、やれるときにやってくださいねというような形での張りつき方ということでもいいんですね。分かりました。ありがとうございます。

ざいました。

○ 太田紀子委員長

ほかに。

○ 荒木美幸委員

資料ありがとうございました。

今議会でも報告の中でありましたように、道路の破損であったり、あるいは陥没等によってハンドルが取られて、結果として事故につながってしまったと、そして、賠償金が発生するといったようなことが繰り返されているように思います。

毎議会、そういった報告があるかなと思いますのと、今回は、同じ日に同じ場所という報告もありましたので、ほかの議員の方もちょっとそれはどうだったんだろうかというご心配の思いを持った方も何人かいらっしゃるのかなというふうに思いました。

そういった中で、日々、道路維持課さんが中心になって道路の修繕、あるいは今資料いただきましたけれども、パトロールさんが毎日回っていただいて、簡易な修繕ですね、応急処置というか、もちろん大規模な抜本的な改良しなきゃいけないところもあるのかも分かりませんが、でも、応急処置ということで事故を未然に防ぐという活動されていらっしゃるのによく存じておりますし、とても大事なお仕事だなというふうに思っております。

このいただいた資料と、それから、併せて主要施策実績報告書の175ページを少し照らし合わせながら見ているのですけれども、令和3年度目標としては、事故件数が19件以下という目標を立てて18件だったということなんですけれども、この目標の立て方について云々は言いませんが、事故はやはり限りなくゼロであってほしいなということを感じて持ちました。

それから、一つ教えていただきたいのですが、追加資料でご説明いただいた応急箇所等の対応の数と、それから、主要施策実績報告書の中で、令和3年度は事故が18件の応急対応箇所が2134か所と少し数字が違うのですけれども、これはどういうことなのか教えていただいていいですか。

○ 太田紀子委員長

すみません、お名前言ってご発言をお願いします。

○ 北川道路維持課長

道路維持課、北川です。

先ほどご質問いただきました件数の違いなんですけど、まず、追加資料につきましては、うちの道路維持課のパトロール班職員が直接補修したものの合計でございます。

主要実績報告書に記載の緊急対応箇所数につきましては、やはり直営といいますか、職員ではちょっと危険な場所とか、そういうところについては業者のほうに委託のほうをします、その業者をお願いした分も合わせた合計額が主要実績報告書になっておりますので、差が出ておるといったところでございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございました、理解をいたしました。

それで、ちなみに、主要施策実績報告書の数を今見ながら感じたところですが、令和元年度から令和2年度、令和2年度から令和3年度とデータを出していただいているんですが、令和元年度から令和2年度において対応した箇所が激増しているのは、これは人員体制であつたりとか、そういったものを少し見直したりとか予算をつけたということなんじゃないかな。

○ 北川道路維持課長

道路維持課、北川です。

この緊急対応箇所数が増えたということにつきましては、一つの要因としましては、令和元年度から地域維持型契約方式というものを導入して、職員が直すところ、あと、委託業者のほうで緊急対応するものというふうに、対応する数が増えたこともあります。

令和2年度からは導入2年目ということで、修理する側もかなり慣れてきたということと変な話ですけども、修理する側の対応も早くなってきましたので、こういう実績が伸びたというふうに考えております。

○ 荒木美幸委員

分かりました。地域維持型の取組が数字の上できちっとこうやって現われてきたということですね。理解しました。ありがとうございます。

パトロールさんの回り方を資料で拝見をさせていただくと、事故が多いところを回るとか、あるいは補修箇所に向かっている道中で見つけたものを補修するとかというような書きぶりがしてあるんですが、そうしますと、特に何か計画的にこの地域を集中的にこの期間をやるとか、そういった工夫の回り方というのは特にされてないということでもいいでしょうか。

○ 北川道路維持課長

道路維持課、北川です。

パトロールにつきましては、まずは、職員が自分たちが直しに行っている頻度が高いところというのは、優先的にパトロールをさせていただきたいお形です。あと、自分たちが直していない、業者に委託したところもございますので、そういうところにつきましては、担当職員のほうからこの状態を見てきてほしいという依頼をかけてパトロールの範囲を広げていくといいますか、そういう形を取っております。

ですので、定期的に必ずここを回るというわけではなくて、例えば補修作業に行った現場から、どこを通ってこれば一番今まで道路の破損が大きかったところを回れるかとかをパトロール班自身が選んで、そういうところを通って帰ってきてもらおうと、現場に向かってもらおうといったところでございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

それをももちろん否定するつもりはないのですが、一つご提案といいますか、今年度に入ってから課長に富田阿倉川線だったかな、あそこの道路でかなり大きな穴が空いているのを私も見つけまして、すぐにパトロールさんに行っていた案件がありました。

ところが、局地的な雨が降るタイミングで、ちょうどその後、同じところが同じように穴が空いてしまったという事例があって、2回目は私はもう報告しなかったんですけども、気づいていただいて埋め戻していただいてあったんですけども、局地的に物すごく雨が集中的に降ったりとか——それだけの要因ではないのかも分かりません。もともとその道路が少し沈みやすかったのかも分からないですけども——そういった状況なども今は発生してきていますので、そういった状況があった後はやはりその地域を少し小まめに回っていただいたりとか、そういうこともいいのかなとふと思いながらその状況を拝見さ

せていただきました。また、検討等できるようであればしていただきたいなというふうに思います。

それと、もう一点なんですけれども、以前、議会からも提案がありましたいわゆる通報アプリです。今、様々な自治体でも試験的な取組から始まって、取り入れているところも少しずつ増えているように思います。

以前、導入に至る課題の一つとして時差の問題があると、通報されてから行ったらもう解消されていたりとかという、その辺のやり取りが少し難しくてというようなことの理由で検討というようなお話も聞いたように思いますけれども、ぜひそういったもののリアルタイムで発信をしていただいて、確かにいろんな情報がいっぱい来ることになると、その整理というのは難しいのかも分かりませんが、取捨選択はしっかりとプロの目で見させていただきながら、そういったアプリ等を使って、今後そういった事故を少しでも防げるような政策を考えていくというのも一つの工夫の方法なのかなと思いますが、その点、部長いかがでしょうか、今後の取組とか研究とかというところでは。

○ 伴都市整備部長

ご提案というかご説明いただきました通報アプリの件ですけど、ある意味まだ試行的にですけど、活用はしてございます。

ただ、今試行の中で、例えばその物件を拾うと、これは地域維持型の業者にもそのまま飛んでいく、それで必要性を確認した上で対応に行くという状況があったりするんですけど、これを一般に広くお知らせして、市民の方からもっと広げていくと、さっきいただきましたように、数がぐっとくる中でのどれを対応すべきかとか優先というところもいろいろ考えなあかんところもございしますので、まだ外向けにというのはやってないんですけど、今、職員間の中でこれを活用して通報するというのはやってございますが、実態としまして、やはり道路を走っていて、車とかで走っていて見つけるというのがやっぱり多いと思うんですけど、となると、その時点でそこに車を止めて、写真を撮って、それで送るのが、なかなか状況によってできなかったり、危なかったりというのもあるか、なかなか少し使い具合もどうかなというのは中でも話が出ておるところで、そういうところを含めまして、例えば業者さん、運送会社の方ですとか、よく走っていただいております方なんかにそういうお願いはしたりという話もしているんですけど、これも一つそういう方が持っているのが、例えば私用のスマホであったりという問題もあったりとか、いろいろ

よっとそういうまだ課題というか整理せなあかんところがございますので、まず今、職員間での試行をしながら、そういうところをいろいろ修正するなり検討して、何かいいものにして、外部の方からも通報いただきやすいものにしていければと考えてございます。

○ 荒木美幸委員

いろいろとやっていただいていると思いますが、本当に1件でも事故が少なくして、賠償金が発生すれば市の持ち出しも増えていくわけですから、どうか限りなく目標を事故ゼロということに掲げていただきながら、引き続きの取組をお願いしたいと思います。

この件は以上です。

○ 伊藤建設担当部長

すみません、先ほど荒木委員からパトロールの話で同じ箇所、雨天時の後に穴が空いているというご指摘をいただきました。

今回ちょっとパトロールの状況で説明をさせていただきました補修頻度が多い箇所を回るとするのは、例えば私らは、市民の方から通報なり、職員が舗装のめくれたところ、剥がれたところは応急処置ということで、舗装の補修材で取りあえずその穴埋めをするケースがほとんどです。

今回、補修頻度が多い箇所を中心にパトロールというのは、やはりこれは雨が降ると、委員がご指摘のように、めくれるケースって多いものですから、その辺がまだ頑丈かどうかという経過観察も含めて、こういったパトロールを中心的にやってございます。

今回、議会でもいろいろと質問もいただいております。同じ場所で2件出たり、今回も主要施策実績報告書の中で18件という事故が出ています。これは私どもも真摯に受け止める必要があるかなと思っております。

今まで穴が空いたところは、補修の補修材なんかで埋めて、しばらく経過観察をしておりましたけれども、あまり同じ場所の付近でこういった舗装がめくれたりするところは、思い切って面的に打ち替えをしたり、今言われました舗装の下の路盤材から打ち替えるとかいったところの補修方法を少し変えていく必要もあるのかなというふうに考えておりますので、そこはしっかり道路維持課も含めて議論しながら、これから事故が少しでも減るように取り組んでまいりたいと考えてございます。

○ 太田紀子委員長

よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

○ 笹井絹予委員

すみません、令和3年度の補修作業実績の中のその他というのはどういったものなんでしょうか。特に多かったものってあるんでしょうか。

○ 北川道路維持課長

道路維持課、北川です。

その他というのは、本当に⑤のところに記載されておます破損した側溝蓋の交換、障害物、落下物の除去等ございますし、一番多いのは、側溝蓋の破損が多いので、側溝蓋の交換が一番多いという形でございます。

○ 笹井絹予委員

ありがとうございました。

いや、なんか私、この間に車で走っていて、最近何かマンホールがちょっと浮き上がって——道路がすり減っているのかどうか分からないんですけど——ちょっとマンホールが出っ張ってきているところがちょこちょこあるもので、この間も言ったんですけども、その辺が気になるなと思ひましてちょっと質問させていただきました。

以上です。

○ 太田紀子委員長

意見でよろしいでしょうか。

○ 北川道路維持課長

道路維持課、北川です。

すみません。マンホールの蓋の部分につきましては、原因がマンホールにあるのか、それとも、道路部分にあるのかも含めて、上下水道局か私どものほうで割り振って対応させていただきます。

マンホールが関連するところになりますと、直営のパトロール班ではやはりちょっと作業は難しいので、業者のほうへ委託するといった形になります。

以上です。

○ 太田紀子委員長

ほかよろしいでしょうか。

○ 竹野兼主委員

主要施策実績報告書の188ページの笹川環状1号線の横断歩道橋、この金額で出来上がったというのは、まだ今、出来上がったばかりで分からないのかもしれないですけど、これをつけた効果ってちゃんとあるのかなという、使われているんですかねというそんな調査なんかはするのかなって思うんですけど、いろんな方がこの歩道橋って本当に要るのかみたいな話もされる人もあれば、当然地域の人からすれば、安全を高めるために必要だと言われている部分と、この金額というのは7000万近いその数字ということを考えると、それだけの効果というのは、来年度にという形になるんかもしれませんが、その効果がどんなもんなのかなというのは、行政としては把握されているのかなと。つけてしまえばもうそれで終わりというだけではなくてという意味合いで必要ではないかなと思うんですけど、その点はいかがでしょう。

○ 蟹江道路建設課長

道路建設課、蟹江でございます。

なかなか効果というのがはかっていませんけれども、いろいろ学校の子供たちの話であったり、その辺を新聞記事等も含めて聞かせていただくと、かなり好評であるという話をお聞きしていますので、子供たちの安全に寄与できたのかなというふうなことは考えてございます。

以上です。

○ 竹野兼主委員

分かりました。効果があったと答弁いただけるということが重要やと思っていますので、中には、新しく造るんじゃないくて、古いやつを持ってくるということ自体がどうなんだと

というような議会の中での意見も相当ありましたので、ちょっと確認だけさせていただきま
した。

子供たちの安全を確保できたという意味合いでは効果があったということで、了解いた
しました。

以上です。

○ 太田紀子委員長

ほかよろしいですか。

○ 荒木美幸委員

主要政策実績報告の172ページに狭あい道路対策費が載っています。これについては補
正予算でも上がっていて、その審査もさせていただくんですけれども、この狭あい道路の
補助金というのは令和3年度から始まったというふうにお聞きをしまして、令和3年
度の実績がこの15件ということなのかなと思います。

この数字なんですけれども、補正予算で出てきた数字と比べると、1年間で15件という
ことは、これは15件分しか予算取りができていなくて、15件しか対応ができなかったのか、
希望として15件だったのか、そのところを聞きたいんですが。

○ 太田紀子委員長

すみません、お名前と。

○ 戸本市街地整備課長

市街地整備課、戸本でございます。

昨年度、令和3年度でございますが、これ実は15件のうちの、ちょっと件数忘れてしま
いましたけれども、これも補正予算のほうもお願いさせていただいて、実績が15件という
ことでございます。

令和3年度にスタートをさせていただいておりますので、ちょっと補正予算のほうは好
評と申しますか、やはり申込みのほうがちょっと浸透してきたのかと今感じているところ
でございます。

以上です。

○ 荒木美幸委員

補正予算の今回の資料も併せてなんですけれども、やはり私も以前からこの狭あい道路については補助が出ないのかというお声は強くいただいていたしまして、ただ、残念ながら登記の助成金ですか、そういったところしかないという状況の中で、なかなか踏み切れないという方もいらっしゃった中で、そのきっかけづくりにもなれる補助制度なのかなというふうに評価をさせていただいておりますが、やはり始めるに当たっては、そういったお声というのが非常に多く、こういったところに補助が出ないのかという要望等が多くあったからこそ始まったと理解したいのですが、それでよろしいでしょうか。

○ 戸本市街地整備課長

市街地整備課、戸本でございます。

こちらは市民のお声というところもしかりなんです、私どもやっぱり事業の進捗を図る際に、建築行為と一緒にできるというのは非常に重要かなと思っております。

また、補助金制度ということもございますので、私ども職員の作業の軽減とかそういったことも効果として現われておりまして、こういったものをきっかけにこの補助金の制度を令和3年度に新たにつくらせていただいたと、こういう経緯でございます。

○ 荒木美幸委員

ありがとうございます。

市民のニーズの高いものだと思いますので、補正予算もしっかり審査をさせていただきますけれども、今後もしっかり啓発をしながら活用していただけるようお願いをしたいと思います。

○ 太田紀子委員長

ほかよろしいでしょうか。

○ 石川善己委員

全般的な生活に身近な道路予算のところに絡んでくるんですけれども、前から言っているように、その地域からは地域の土木要望で道路舗装とか道路整備というところで求

められると、地域割の予算で未舗装道路の整備は全くできないので、行政として未舗装道路の舗装工事に関しては、地域の土木要望予算とは別にやってほしいという声があるのはお伝えをしてきたと思うんですが、その辺りの考え方について、ちょっとお伺いをしておきたいなと思います。

○ 太田紀子委員長

お願いします。どうぞ。

○ 北川道路維持課長

道路維持課、北川です。

委員からは、未舗装道路については、土木要望ではなくて、市が自主的にすべきじゃないかというご意見をいただいておりますが、利用される方がその地域に住まれている方に特定がされるという中では、やはり申し訳ございませんけれども、土木要望の中で対応していきたいというところでございます。

○ 石川善己委員

地域割で、例えばいろんな町が寄ってきている連合になると、一つの町に割り当てられる土木要望予算というのも本当に僅かな金額で、何年もかけてその未舗装道路だけを舗装していくというような取組になると、破損とかそういったところの対応が全くできないし、本来市の責任の下に置いて舗装されてない道路の舗装をやってもらいたいんだというお声は以前からもらって、何度も相談はさせてもらっておるんです。

行政の言い分として分らんわけではないんですが、永遠に未舗装道路が手つかずのままいつてしまうんじゃないかなというところもあって、その辺りの検討はしっかりしていただきたいなという、これは要望でお願いしておきます。

もう一点いいですか。

○ 太田紀子委員長

はい、どうぞ。

○ 石川善己委員

上下水道局に確認をしたら、都市整備部じゃないかということで、もう一点、これは考え方を教えてほしいんですが、側溝の中に電柱が建っている現場を見ました。本来側溝の中に電柱を建てるというのが、私の中ではええのって思うところがあって、きちんと許可を取ってやっている工事だとは思いますが、考え方としてそれでいいのかなというのがあるので、その考え方をちょっと確認だけしておきたい。

○ 伴都市整備部長

実際おっしゃられるケースがどういうケースかというのが細かく分からないところがありますが、側溝と言われますので、恐らく道路肩にある30cm程度の側溝の中にとということでしょうか。

通常、電柱を建てるに当たっても許可を与えて建てていただくと。例えばそれで、どうしても側溝のあるところに電柱を建てたいとなれば、当然側溝の機能は回復していただかなあかんということで、建てるに当たって側溝が支障になれば、側溝を切り回してくださいとかということでお話をした上での許可になりますので、いいかどうかと言われると、そういう形で側溝の中に水が流れるのが障害になるような建て方をするので、許可を出すかという、出しません。

○ 北川道路維持課長

道路維持課、北川です。

側溝の中に電柱が建っているという件なんですが、道路維持課のほうでは、側溝の入替え等、たくさん行わせてもらっております。

その中で、側溝の整備をする際に、例えば近くに電柱が建っておりまして、その電柱をできるだけ民地側に寄せたほうが路肩の空間として有効に使えるという場合は、まずは電柱を道路側溝の中にまず入れます。その際は電柱管理者が立会いしますので、まずは蛇腹管とか仮管を常時接続していただいて、排水機能を確保していただくという形を取ります。

その後、発注した工事の中で電柱よけ側溝という、今もうそういう形になったような、台形の形になるようなものがありますので、それを使って整備をするといった手法を取らせてもらっています。

ただ、かなり昔になるんですけど、電柱よけ側溝というのがない時代は、同じように側

溝より道路側に電柱が立っておりますとやっぱり通行の邪魔になるという場合は、やはり側溝の中へ電柱を建てて、その代わりに恒久的なものとして前後を塩ビ管とか排水機能を確保できるような形をつないでであるということもやってきてはおります。

あとは、部分的によっては、そこが水の分水嶺になって、特に接続も要らないとか、そういうところについてはそのままの状態のところもございます。

○ 石川善己委員

ありがとうございます。

私も話をいただいた方から写真でしか見てないので、そういった形をつないでであるかどうかまでは確認はしてないんですが、いや、これはいいのかって正直思ったので、多分どこのことを言っているかというのは、直近というか、本当にまだ最近ぐらいの工事なので、多分どこかというのを把握はされているかなと思うんですけど、何かあるみたいで。

○ 蟹江道路建設課長

すみません、道路建設課、蟹江でございます。

直近の工事で私どもがさせていただきました東海道の整備で、ちょうど笹川通りから南に入っていく区間で側溝の中に電柱が入っておったという事実がございます。

それにつきましては、当初、電柱よけ側溝でやるかちょっと迷っておったんですけれども、ちょうどその電柱の場所が勾配の一番山のところでしたので、そのままにしておいても通水に関して支障ございませんので、そのままさせていただいたという事例がございます。日永の辺りです。

以上です。

○ 太田紀子委員長

もう一人。

○ 山口道路管理課長

道路管理課、山口でございます。

これまでの答弁のほうは道路側の工事のほうでございますけれども、我々、占有許可権者としては、近年どこまでか分かりませんが、側溝の中に入れてくるという申請もござい

ます。その場合については、やはり電柱よけをするようにということで許可を出しているところでございます。

以上でございます。

○ 石川善己委員

ありがとうございます、よく分かりました。

ぱっと見だけでは分からんところをきちっとやってもらっているのであればいいんですけど、それがまたいろんな方の目に触れたときに、ええのかこんなのという声が出てくるので、全ての人に周知するのは難しいとは思いますが、なるべくそういった形できちんとやっていますよということが分かるようなことは、例えば工事のときに何か立て看板みたいなので表示するとかしておいてもらえたらもっといいのかなという、これいいのかって、やっぱり相談は来たものですから、ちょっと確認をさせてもらいました。もう結構です。

○ 太田紀子委員長

ほかいかがでしょうか。

○ 伊藤昌志委員

すみません、皆様のご意見、質問でちょっともう一つ聞かせていただけたらと思うんですけど、笹井委員がおっしゃった側溝の蓋との段差とかああいうので、一つの事例としてはちょっと県道なんですけど、金場町交差点からの四日市員弁線、細い道をずっと大矢知のほうに向かってきますけれども、あの県道が側溝の蓋と排水のための鉄網が、道路拡張したもんで結構中のほうにあるんですね。

あそこもご存じの方多いと思うんですけど、すごい段差でがたんがたんしながら進むんですけど、何かそういったものの段差が、例えば何cmとか何%とかだったら補修するべきとか、速度が何度だったら何cmとか、そんな基準みたいなものが例えば市で決めてあったりするもんなんじゃないでしょうか。

○ 北川道路維持課長

道路維持課、北川です。

特に施工が完了した際は、恐らくその側溝と舗装の段差というのはなかったかと思われます。ただ、やはり構造物の手前というのは舗装も含めて転圧がしにくいということで、どうしても下がりにくいというところがございますので、まずは下がってきていると思います。

ただ、その段差が2 cmであればいいのか、3 cmであれば直すのかという基準は特に設けてはございませんので、例えばもうタイヤがパンクするような段差とか、周りの家に振動がするだとか、そういう事例が出てきた段階で、部分的な補修にはなりますけど、実施させていただくという形になると思います。

○ 伊藤昌志委員

分かりました、ありがとうございます。

○ 太田紀子委員長

ほかよろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

道路は毎日使うもんやであれなんやけど、去年かおとしぐらいか、発注をまとめてやって何かしらを直すというの。あれはどうなん、ええのか。よかったのか、悪かったのか。何て言うの、ああいうやり方。名前は忘れたけどさ。

結局あれの評価としてはどうなのかな、俺も分からんでさ。あんたらはどう思っておるのかなと思って。

○ 伊藤（準）建設担当部長

今、川村委員からご質問いただきました地域維持型の単価契約のやり方ということでご質問いただきました。

ちょうど私が道路整備課の課長のときに、今まで道路修繕であつたり舗装補修、交通安全対策施設の補修であつたりということで、各工種ごとに分けて単価契約を実はしていました。

これを地域維持型の単価契約に変えたのは、まず、その発注形態——これは職員側の問題ですけども——非常に発注件数も多く、職員に負担がかかっていると。それと、あと

はいろんな業者さんが入る中で、緊急時に、例えば工事会社さんの社員さんが段取りできない、例えば修繕する重機なんかも段取りできないということで迅速な対応ができないという問題が多々ありました。

そういったところで何がいいのかというところでいろいろ検討した中で、今まで細かい地区で分けておったやつを、市内を北部、中部、南部、三つのブロックに分けて、J V形式、たしか今は3社から10社で公募しておったと思いますけれども、多くの業者さんで一つのブロックで業務を請け負っていただくと。これは三重県の四日市建設事務所のほうがやっていたけれども、その辺の意見も参考にしながら取り組んできた状況がございます。

効果があったのかというと、当時課長でおった私といたしましては、通常の修繕もそうですし、特に一番感じたのが、台風や大雨で市内各所に被害が出たときに、今までも1社での業者さんが対応しておったところが、1ブロック、10社の業者さんが一遍に動くことで非常に迅速な対応をしていただいたというのが、この業務を取り入れたすぐのときに私は感じました。

市民の方からすぐに対応していただいたということでお礼の言葉もたくさんいただいたし、この地域維持型の単価契約というのは非常に効果があったというふうに感じております。

今現状どうだと言うと、先ほど言いましたいろんな工種をまとめて発注していることで、例えば一つのエリアで舗装の打ち替え、それと、転落防止柵とかガードレールの交換とかをやると、一つの業者さんがそこで全部できますので、地域への周知であったり、交通規制であったり、そういったところが非常に効果的にできるというようなことで、私はこの地域維持型の単価契約というのは非常に効果があるものだというふうに今考えております。

○ 川村幸康委員

新しいことをしてもらって効果があつたんやったら、対応が早いというのは、それはそれでいいことやったやろうけど、常に見直しはかけていかんとさ。伊藤部長がやったやつやで、部下はこれやっぱりあかんなと思っておっても言いにくいでさ。意外にそういうもんやぞ。下は誰かの顔色を見るんやで。

やっぱり俺はこれはこうやってやったほうがええなと思っておっても言えやんという場合もあるで、その場合は議会が言うんやで、部下の人らはおかしいと思ったらおかしいと

いって言わなあかん。

今回は、伊藤部長がこれは対応力があつたと言うんなら、それはそんでええ。

わしのところの店から西へ行くところさ、2回も3回も掘り割りしておるんや。この間、上下水道局の川尻部長に言って下水が悪いかなと思つたら、上下水道局と都市整備部の連携が悪かつたんやな、あれは。本復旧してやっと1年越しにきれいになつたと思つたら、今、また下水道で割っておるんやろう。そして、ごろごろのところはずっと掘りっ放しや。だから、川尻部長はすみませんと謝っておったけどさ。

返答が返ってきたら仮復旧ですって言った。いや、絶対あの舗装は本復旧のはずやって俺が言つたら、俺も担当課まで行つたや。そうしたら、本復旧やつたんや。本復旧をまた割って今工事をやっておるんやさ。

だから、完璧はあらへんけれども、どこかで始末するところは始末して、他部局との連携がうまく取れておれば安上がりというのは、常にどこかに持っておらなあかんわ。あれ、曾井町のところはえらい損やで、あれ。

それやで、ああいうのは論より証拠やから。ぐうの音も出やんやろう。あれはやっぱりな、あかんとか言わへんけど、やっぱり復旧せなあかんのは分かるけど、どうやったらあれを二度手間、三度手間をなくしてうまくやれるかというのが、あんたからすると、委員は簡単に言うけどできへんのやわという話か分からんけど、市民から見ても、ちょっとあれ、幸康君、ひどいなといってさ。せっかくやっと1年越しにきれいになつたと思つたら、もうすぐ割っておるやんかといって。だから、市民目線というのも要るよ、やっぱり。お金やでな、市民の税金やで。

だから、決算を機に、やり方でよかつたところはええで、伸ばしていてもいいけど、ここはちょっと工夫の余地あるなというのを決算で見つけたら、それはやり方を変えていくというやり方していくほうがいいのかなと。

さっきも言っておったやけど、上下水道局のところで河川排水課と市街化調整区域と市街化区域の割り振りを側溝が30cm以上か以下で割り振っておるのやけど、本当に有効にお金使えておるのかなというのが疑問やと俺言つた。

縄張りで割っておるのもええんやけど、昔やと建設部と下水道部があつて、農村整備課が三つがあつて、三つが縄張つくってやっておったわけやけど、今は市街化調整区域と市街化区域に割ってやっておるけど、本当に有効に治水対策を含めたそういうのができるのかなと思つてさ。それはもうちょっと連携をするようなことを、予算のときも、それは予

算は分捕り合戦するんやろうけど、逆に、決算のときにこれがやっぱり手戻りがあったなとか、これは少し始末できるところもあったのと違うのかなというやつは、きちっと話を同じ部署でやるということが大事かなと。

それと、あと、もう一つ、国からの予算をもらってくるのをもうちょっと工夫してようけもらわんと、四日市市はちょっと下手やなと俺思っておるのや。どことは言わんけど、三重県内でもうまくやっているところはあるわ。そんなのを見ると、結構たくさん内示をもらっておるわ、満額でな。

だから、そうやって見ると、四日市市の職員さんが国から補助をもらってくるやり方を、いろんなメニュー見つけてそこに食いついていくようなやり方をもう少し決算のときに研究してさ、来年度はこれぐらい国から、県から引っ張ってこようというのを決めて、戦略的にやらないと、人口も多いのに四日市市は損しておるなって思うときがあるで。三重県で下のほうやろう、人口割合でいくと。違うのか。俺はそうやって思っておるのや。

だから、津市とかあそこは上手に取ってくるやんかと俺は思っておるんやけどさ、勘違いだったら勘違いと言って。

○ 伊藤（準）建設担当部長

川村委員からは、何点かご指摘いただきましてありがとうございます。

まず、一番最初の地域維持型の制度の関係につきましては、令和元年度から取り入れました。当然いいところもあれば、この事業を進めていく中で問題点もあれば、そこはしっかり見直していきたいということで、これはもう意見交換をしながら、どんどんいいものにしていって、結果、市民サービスの向上というのが最初の目的ですので、それにつながるように努めてまいりたいと思っております。

それと、いろいろと公共施設の所管のお話もいただきました。これはたしか平成17年でしたか、治水の関係でいろんな部局で効率的かつ円滑に事業を進めるように、今ご指摘いただきました、今の都市整備部、上下水道局、商工農水部がそれぞれの所管で分けて、それぞれ今事業を実施しております。

今、委員からご指摘あった効果的にやるというのは私らの目標でもございますので、ここはしっかり連携を取りながら、これも無駄がなく効率的にやっていくように、ここは各部局が連携を取りながらやっていくというのは、みんな同じものを目指して取り組んでいきたいと思っております。

それと、あと、国の予算が人口割がどうかというのは、すみません、今細かい数字を私
が持っておりませんので、それに対してちょっとお答えはお控えしますけれども、国から
の予算、交付金であったり補助金であったり、これはいろんな事業手法が国のほうも新し
く新設をされるケースもありますし、その対象が拡大されるときもありますので、そこは
しっかり交付金を取れるものは取っていけるように、しっかり国の動きは注視しながら、
これからは国への働き方、それとまた、こういった事業が補助対象になるのかどうかとい
うのは県へもしっかり確認して、情報を共有しながらやっていきたいと思っておりますの
で、今後しっかりその辺は努めていきたいというふうに考えております。

○ 伴都市整備部長

すみません、少し補足になりますけど、国からの補助金の取り方が下手だ、戦略的にと
いうお話いただきました。

一つ、最近の事業で言いますと、中央通りの再編事業に関しましては、構想をつくる段
階から国とタックを組んでというか、国の方にも参加いただいて構想をつくり上げてきて、
その後、計画づくりの中でもずっと国の方に入っていていただきます。

そういう中で、既存のメニューというところもございますが、こういう整備をやってい
くためにという相談の中で、逆にこの現場に合う、この事業に合うメニューを国でつくっ
ていただいて、それを補助いただいておりますという状況でございます。

いい制度をつくっていただいたので、逆にほかの都市が後からこういう同じような事業
を上げてきて、このメニューに手を挙げてきたので、若干その点で100%いただいていた
のが少し切れてきているかなという状況はあるんですけど、委員がおっしゃられる戦略的
に動いて金をしっかり取っていけというところはこういうところに当たるのかなと思いま
すので、この手法が一般の道路の補助金ですとか一般の河川の補助金に使えるかというと
ころはなかなか難しいかも分かりませんが、一つこういうことでも、ある意味成功事例と
して捉えていますので、いろいろ戦略にも動いて、しっかりいただける補助はいただい
ていきたいと考えています。

○ 川村幸康委員

それはやってください。

四日市市内で最近通学路とか、物すごい下に標識を書き出したの、あれは国の補助

100%なのか。

○ 北川道路維持課長

道路維持課、北川です。

未就学児の移動経路の交通安全対策ということで、子供注意とかカラー舗装とか……。

○ 川村幸康委員

物すごく増えた、急に。

○ 北川道路維持課長

増えました。

あちらについては国の交付金事業で、補助率が55%の補助をいただいているという形です。

○ 川村幸康委員

仕事やで嫌われることを言うけどさ、書かんでもええというところまで書いてあるでさ。市民からもよく聞く。今まで書いてほしいと言っても何にも書かんだし、横断歩道でも書かなかった。今度はやり過ぎじゃないかって俺はよく聞くんやわ。確かに俺のところの周りでも物すごく多いでさ。これは多分国からついで悪乗りして書いたんかなと思ってさ。

悪乗りって言葉は悪いけれども、それぐらいに急に書き出したでさ。だから、国からもらってくるやつに55%の補助が乗るで書いたのか、ただ、あれも本当はもうちょっと精査してもよかったんと違うんかなと思うぐらい多いもんで、急にな。

だから、庶民的な感覚やぞ。あんたらはあんたらの解釈があるんやろうけど、俺らも一般市民やで、あんなの見ておるとさ、今まで書いてくれって言っても書かんだやつが、もう書き過ぎぐらい書いておるでさ。あんなんはどうなのか。制度で書かなあかんだんかなと思ってさ。

○ 太田紀子委員長

どちらが、山田さん、北川さん、どちら。

○ 北川道路維持課長

未就学児の移動経路につきましては、委員もご存じのとおり、令和元年の天津市の園児の巻き込み事故をきっかけに、国のほうからしっかりと未就学児の園児がお散歩コースと言われる通るところをしっかりと点検して、その安全対策をするということで、市内では一度、令和3年8月定例会月議会の委員会では360か所とお示しさせていただきましたんですが、やはり移動経路も変えたり廃止になったりということで、今対象は全部で347か所を対象として、今現在終わっているのが318か所、残り29か所というところまで今来ておるところです。

対策を行った場所というのは、やはり園児らが止まって車の横断を待っている交差点の巻き込みとか、そういう交差点を中心に、車の運転手からもここは子供が居たり横断するよというところで子供注意というのは、どうしても交差点なので四方に書いてしまいますので、1か所当たり四つできるのがたくさんあるんですけれども、そういう形で、移動経路の中で特に交差点を中心に子供注意とか路面のカラー舗装というのをさせていただいております。

○ 川村幸康委員

国道477号のバイパスでもさ、生桑の辺りで白線も消えておるぐらいでも全然書いてくれへんのや。あれから見ると、市民感情としてな、安全帯の白線も引いてくれやんのに、いきなりどんと書き出したもんで、どうなっておるのこれって言うておったでさ。

まあ、ないよりはましなんやであれやろうけど、55%の補助が付いても、あとは市税やでな。よっぽど考えて、きちっとそれはやってあげて。

反省すべきところは反省してさ、もうちょっと有効な活用方法あったんじゃないかという議論も、もうちょっと下のほうではそういう声も俺は聞いたでさ。どうや、おまえ、どう思うと言ったら、ちょっと書き過ぎですなと。

そりゃそうやろう、俺たちも思うんやで。だけど、俺は部長は下から上がってきて、書かなあかんで書いておるだけやと思ったんやわ。。

それは、笑うけどな、あんたらの中では出やん議論やぞ。もう自分らで勝手に解釈して、これは市民のために書いたんやと言うけどさ、書き過ぎというものもあるでな。そこらはやっぱり理解せんと。

以上です。

○ 伊藤昌志委員

すみません、関連しまして、川村委員がおっしゃるとおりだと思って、うちの会派代表のようなことをちょっと持ち出すんですけど、市民自治基本条例というのがありまして、その問題は300か所以上になると、結局通学路が対象になって、通学路でないところは、すぐそばだけど対象外だったわけです。

でも、住んでいる方からすると、いや、こっちのほうが何か路面標示しないと危険じゃんって明らかな場所を私も感じて、それは実際道路維持課さんにお伺いして、これは通学路じゃないから、こっちにはできないんですわというお声は聞いたんですけど、まさにその辺りは実際に住んでいる方のお声を聞きながら、また現場確認をいつもしていただいているのもよく存じていますので、その辺踏まえてぜひ改善していただきたいなと思います。意見です。

○ 太田紀子委員長

ほかよろしいでしょうか。いいですか。

ほかにご質疑、ご意見よろしいですね。

(なし)

○ 太田紀子委員長

別段、ご質疑もないようですので、質疑はこの程度といたします。

それでは、これより討論に移ります。

討論がありましたらご発言お願いいたします。

(なし)

○ 太田紀子委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

なお、全体会に送るか否かは採決の後にお諮りいたしたいと思います。

それでは、議案第18号令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、都市整備部所管部分について、認定するものとして決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

続いて、全体会に送るかどうかということで、送るべき事項はありますか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

全体会に送るべき事項もないようですので、なしとさせていただきます。

[以上の経過により、議案第18号 令和3年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、一般会計、歳出第8款土木費、第1項土木管理費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第6項都市計画費、第8項住宅費、歳出第13款災害復旧費、第1項土木施設災害復旧費、特別会計、土地区画整理事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計について、採決の結果、別段異議なく認定すべきと決する。]

○ 太田紀子委員長

一旦、取りあえず休憩。午後３時で再開で。

14：49 休憩

14：59 再開

○ 太田紀子委員長

それでは、再開させていただきます。

先ほどの議案第18号の令和３年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定のうち、都市整備部所管については審査を終了いたします。

次の事項に進む前に、会議用システムの330四日市市議会提言チェックシート、政策提言に係る進捗状況の26ページのとおり、決算常任委員会で報告がありました前年度の提言事項である都市整備部の市営住宅の連帯保証人に係る制度の見直しについて、分科会で提言の終了、継続、一部変更のいずれかの分類を行うことになっておりますので、委員の皆様からご意見をいただきたいと思います。お願いいたします。

(発言する者あり)

○ 竹野兼主委員

令和３年度２月定例会議会の際に、その部分については、次回の決算時にはきちっとした対応ができていますという意見をまとめたつもりでありますので、これについてはもう終了ということだと思います。

○ 太田紀子委員長

それでは、都市整備部の市営住宅の連帯保証人に係る制度の見直しについては終了として全体会へ報告させていただきます。

議案第22号 令和４年度四日市市一般会計補正予算（第５号）

第１条 歳入歳出予算の補正

歳出第８款 土木費

第1項 土木管理費

第2項 道路橋梁費

第3項 交通安全対策費

第4項 河川費

第6項 都市計画費

第2条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 太田紀子委員長

これからは予算常任委員会都市・環境分科会として、議案第22号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第6項都市計画費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）について審査を行います。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がございましたので、資料の説明をお願いいたします。

○ 伊藤（利）都市整備部参事兼建築指導課長

建築指導課、伊藤でございます。

石川委員より追加資料の請求いただきましたので、資料のほうは、改めましてタブレットのご案内をさせていただきます。

今日の会議、都市・環境常任委員会分科会、002都市整備部（関係資料）の予算常任委員会都市・環境分科会、追加資料、よろしいでしょうか。

追加資料で、瓦屋根耐風対策事業の制度概要と申請状況について説明させていただきます。

制度概要を改めて示させていただいております。

瓦屋根について、耐風性能を有する屋根へ改修する工事に補助を行うもので、補助額は改修工事に要した費用と屋根面積1㎡あたりに2万4000円を乗じた額のうち、少ないほうの額の23%で、上限額は55万2000円です。

申請状況につきましては、6月末時点での状況を下の表に示してございます。受付件数の合計は21件、交付額の合計は、当初予算1000万円のうち977万5000円となり、予算残額22万5000円となりました。

受付中断以降、申請をお預かりして待っていただいているもの——いわゆる待ち件数です——こちらが4件、申請を前提に具体の事前相談を行っているものが8件です。また、それ以外にも補助制度に関する問合せは37件ありました。

説明は以上でございます。

○ 太田紀子委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言お願いいたします。

○ 石川善己委員

資料ありがとうございます。

今の説明やと、8月24日で4件と事前相談、合わせて12件ということやと思うんです。37件というのは別やという説明でしたね。合わせると49件ということになるんですけれども、補正内容が42件で2000万円というところなんです、ここで収まるのかどうなのか、それで、どういう対応をしていくのかということがあれば、それだけ確認させてください。

○ 伊藤（利）都市整備部参事兼建築指導課長

建築指導課、伊藤です。

こちらの37件のご説明ですけれども、ちょっと説明が足らなかったようなんですけれども、お預かりさせていただいている件数は4件と、具体の事前相談という形での8件の12件は、恐らく間違いなく補正予算がつけばこのまま補助というふうな流れになるとは思いますが、この37件につきましては、いわゆる漠然と補助事業ってどうなのというぐらいの電話での問合せというように、具体的に自分の家がどうでというようなところにも至らないぐらいのものも含めての37件で、ちょっと具体性には欠けるのかなと。それで、補助のいわゆる条件ですね、部分改修もいいのかというようなちょっと入り口段階での問合せ、相談というものが37件ということでございます。

それですので、補正予算の要求額としましても、この37件も含めた40件を見込んでおることではございません。

○ 石川善己委員

分かりました。

もしも超えてくるようなことがあれば、再度の補正も視野には入っているという理解なのか、もうここで基本的には打ち止めにしていくという考え方なのか、そこを確認させてください。

○ 伊藤（利）都市整備部参事兼建築指導課長

建築指導課、伊藤でございます。

屋根の改修に当たっては、これは単年度ごとの補助の事業ですので、日数がだんだんたてば、いわゆる工事期間を今年度中に終わらせなきゃならないということもありますので、補正予算をお認めいただいて、早期に一気にということであれば、また補正ということもなきにしもあらずなんです。逆に、その時点では工期が確保できないということもありますので、今年度中に工事が終わらないということもありますので、ちょっとそこら辺は難しいのかなというふうに考えてございます。

○ 石川善己委員

考えとか方向性は分かりましたので、以上で結構です。

○ 太田紀子委員長

ほかどうでしょうか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

ご議論ありませんので、これで質疑の終結をいたします。

これより討論に移ります。

討論のある方は挙手にてお願いいたします。

(なし)

○ 太田紀子委員長

討論もないようですので、これより分科会としての採決を行いたいと思います。よろしいですか。

なお、全体会に送るか否かは採決の後にお諮りいたします。

よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

反対表明もないために簡易採決により行います。

議案第22号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第5号）につきましては、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

最後に、全体会審査へ送るべき事項について、委員の皆様からご提案ございましたらご発言願います。

(なし)

○ 太田紀子委員長

それでは、全体会に送らないことといたします。

以上で、議案第22号令和4年度四日市市一般会計補正予算（第5号）のうち、都市整備部所管の部分については審査を終了いたしました。

〔以上の経過により、議案第22号 令和4年度四日市市一般会計補正予算（第5号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第8款土木費、第1項土木管理費、第2項道路橋梁費、第3項交通安全対策費、第4項河川費、第6項都市計画費、第2条債務負担

行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

○ 太田紀子委員長

それでは、続けさせていただきます。

議案第30号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について

議案第33号 工事請負契約の変更について―西阿倉川62号線道路改良工事―

議案第37号 市道路線の認定について

○ 太田紀子委員長

それでは、これより都市・環境常任委員会として、議案第30号四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について、議案第33号工事請負契約の変更について―西阿倉川62号線道路改良工事―、議案第37号市道路線の認定について審査を行いたいと思います。

本件につきましては、議案聴取会において追加資料の請求がございましたので、一括して質疑から行います。

ご質疑のある委員の方は挙手にて発言お願いいたします。

（なし）

○ 太田紀子委員長

ご質疑もありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより一括して討論に移ります。

討論のある方は挙手にてご発言お願いいたします。

（なし）

○ 太田紀子委員長

討論も別段ないようですので、これより一括して採決を行います。

反対表明もないので、簡易採決を行います。

議案第30号四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について、議案第33号工事請負契約の変更について一西阿倉川62号線道路改良工事一、議案第37号市道路線の認定について、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第30号 四日市市建築基準法等関係手数料条例の一部改正について、議案第33号 工事請負契約の変更について一西阿倉川62号線道路改良工事一、議案第37号 市道路線の認定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 太田紀子委員長

次に、令和4年度第1回四日市市営住宅入居者選考委員会が開催されたことでありますので、報告を受けたいと思います。

それでは、資料の説明を求めます。

○ 大本市営住宅課長

失礼します。

それでは、所管事務調査のほうの説明をさせていただきます。市営住宅課の大本でございます。よろしくお願いいたします。

資料のほうは、今日の会議、都市・環境常任委員会分科会、002都市整備部（関係資料）の13ページをご覧ください。よろしいでしょうか。

では、令和4年6月30日に開催されました令和4年度第1回四日市市営住宅入居者選考委員会についてでございます。

議案の一つ目としましては、第1回定期募集応募者の選考及び抽せん会でございます。

全体の応募倍率としましては、募集戸数15戸に対しまして59世帯の応募となり、応募倍率は3.9倍でございました。

今回の特徴としましては、今回募集しました曙町の市営住宅につきましては1DKのタイプということもありまして、単身の申込みも可となったところでございます。その関係で多くの高齢者の方のお申込みとなっておりまして、倍率が今回非常に高いこととなっております。

では、次に、14ページをご覧ください。

議題の二つ目は、随時受付団地の入居状況についてでございます。

表で示させていただいておりますのは、前回報告しました1月末現在から5月末までの入居状況でございます。この間の申込み件数は34件、辞退件数が2件、入居件数5件となっており、5月末現在でお待ちいただいているのが27件でございます。

議題の三つ目につきましては、市営住宅入居に係る入居資格の変更についてでございます。

こちらにつきましては、令和4年2月定例会月議会並びに6月定例会月議会において、四日市市営住宅条例の一部改正を上程させていただき、お認めいただきました。その関係を選考委員の皆様にもご説明ということで、入居年齢の引下げについて、また、DV被害者の対象の変更についてをご説明したものでございます。

当日につきましては、資料の15ページを使わせていただきまして、報告をさせていただきました。

また、当日の質疑につきましては、14ページに記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○ 太田紀子委員長

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑に入ります。

ご質疑のある委員の方は挙手にてご発言願います。

○ 竹野兼主委員

質疑の部分のところでDVというような状況、これって戸数ってどれぐらい受け入れられるような状況になっているかちょっと教えてください。

○ 大本市営住宅課長

市営住宅課長、大本でございます。

今、DV被害につきましては、通常の申込みも当然こちら受付をさせていただいているんですけども、先日の6月定例会で緊急の場合も含めてお話をさせていただきました。

緊急の場合につきましては、火災等も含めて、現在10戸程度をお出しいただいて、その中で対応させていただくようにしています。

○ 竹野兼主委員

分かりました。柔軟な対応をしていただけるというのが確認できれば、それでいいと思います。

10戸が多いのか少ないのかというところについてはいろいろあると思いますが、それぐらゐの数がないと、急遽入りたいと思われる部分、全体の四日市市の面積を考えたりすると、それも当然かなと思いますので、ぜひ柔軟な対応で、そういう安心できる住居を提供していただくようよろしくお願いして、意見とさせていただきます。

以上です。

○ 太田紀子委員長

ほかにご質疑は。

○ 伊藤昌志委員

ちょっと一つ関連で教えてください。

今のDV関連なんですけれども、これは直接こちらの課に来るのではなく、そういった相談がある担当部局のほうからの情報でもって確認して、そういう関連の方ということ把握して入ってもらっているということでしょうか。

○ 大本市営住宅課長

今おっしゃっていただいたとおり、関係部署と連携を取りながら対応させていただいているところでございます。

○ 伊藤昌志委員

では、例えば直接こちらのほうにそういう方が私そうなんですって言ってきても、それは入れないということですのでよろしいですね。

○ 大本市営住宅課長

今のように直接私どものほうにご相談に来ていただくケースもございます。その場合につきましては、その状況について関係部署のほうにまずお伝えをしていただかなければなりませんので、そちらのほうを一度ご案内させていただいて、その中でまたやり取りをさせていただくということでございます。

○ 伊藤昌志委員

ありがとうございます。

○ 太田紀子委員長

ほかよろしいでしょうか。

(なし)

○ 太田紀子委員長

ほかにご質疑もございませんので、本件はこの程度といたします。

次に、旧笹川西小学校跡地及び笹川西公園の再編計画の進捗状況について、ほか6件について一括して報告を受けたいと思います。

それでは、資料の説明を求めます。

○ 広瀬都市整備部参事兼営繕工務課長

営繕工務課、広瀬でございます。

それでは、資料のほうは先ほどの続きで16ページ、17ページが目次、18ページからになります。

まず、旧笹川西小学校跡地及び笹川西公園の再編計画の進捗状況についてご説明をさせていただきます。

私のほうからは、旧笹川西小学校の解体工事の説明会を行いましたので、その報告と、

笹川西小学校跡地及び笹川西公園再編の経過についてご説明をさせていただきます。

18ページの表をご覧ください。

令和2年11月定例会で、笹川西小学校跡地及び笹川西公園の再編についてご説明させていただきました。

その後、1月には笹川地区自治会長会議で、2月には笹川地区協議会で再編のご説明をさせていただき、4月には笹川全町へ再編素案を回覧させていただきました。

その後、令和3年6月定例会では、笹川地区内の避難所確保を求める請願が採択されるとともに、旧笹川西小学校解体工事の工事請負契約議案が可決されました。7月には笹川の3、4、5、6丁目を対象に再編素案の住民説明会を行い、12月には笹川の全町を対象に説明会を行いました。

また、それぞれの説明会での意見や質問に対する回答を後日回覧させていただいております。

令和4年3月22日には住民監査請求が出され、5月13日には一部棄却、一部却下との結果が発表されました。その結果を不服として、6月10日には津地方裁判所へ訴状が提出された状況でございます。

また、その住民監査請求の結果を受けまして、7月24日の解体工事説明会の準備を進めていた折に、6月29日には別の方から2回目の住民監査請求が提出されました。8月23日に棄却されたところでございます。

経過については以上でございます。

表の下には採択されました請願の内容を記載させていただきました。

次の19ページをお願いいたします。

2回の説明会で出された主な意見や質問を記載させていただいております。

内容は、テニスコートは現状の位置に残してほしいとか校舎を解体しないでほしいといった意見、また、校舎を解体したら避難所はどうなるのといった質問、それとは別に、住宅を整備することで子育て世代などの新たな世帯が入りやすくなるといった意見や子育て施設を早く造ってほしいなどと再編に期待する意見もいただいております。

次に、その下には令和4年3月22日付の住民監査請求の概要と結果、次に、6月10日付の訴状の概要、その下には6月29日付の住民監査の概要と結果を記載させていただいております。主に解体工事の差止めと、その工事代金の支出の差止め、既に支払った工事前金の返還を求めるといったものでございます。

住民監査請求の結果は、公金の支出差止めについては却下、その他の要求については棄却でございます。住民訴訟につきましては、今裁判中でございます。

続きまして、解体工事説明会の報告のほうをさせていただきます。

解体工事説明会につきましては、5月16日の住民監査請求の結果を踏まえまして、7月24日に笹川3丁目、4丁目、5丁目を対象に実施させていただきました。参加者は、午前44名、午後29名でございました。

説明会については、こちらの説明を遮る行為があり、紛糾したというような状況でございます。

また、工事を妨害するとの発言もあり、現場の安全確保を図るため、7月28日に着手をすると説明しておりましたが、着手を見送ることとさせていただきました。

現在は、工事の着手については、再編計画の進め方も含めて、自治会の代表と調整中でございます。

私からの説明は以上でございます。

○ 大本市営住宅課長

では、引き続きまして、その他報告20ページをご覧ください。

説明させていただきます。

市営住宅長寿命化事業（三重市営住宅エレベーター設置等高齢者対策工事）についてでございます。

本年4月より、地元自治会から本事業に対する問合せやご意見をいただき、工事発注に至らず、当初のスケジュールに遅れが生じていることを6月定例月議会において報告させていただきました。その後の状況について報告をさせていただきます。

20ページ、（1）地元への対応のところの下の2段になりますが、7月7日に三重西連合自治会長など3名の役員の方と面談いたしました。この面談では、6月定例議会での資料の説明と28号棟の入居者の方などに事業の説明をさせてほしいという旨を申し上げました。

役員の皆さんからは、自治会が窓口となって対応するので、個別対応は控えてほしいとのご意見をいただくとともに、三重市営住宅内にある中層住宅15棟全てにエレベーターを設置する、またはエレベーター付きの住宅への建て替えの計画をとという内容でなければ、今後の面談協議は行わないとのお声をいただきました。

これを受けまして、三重市営住宅内の28号棟以外のエレベーターの設置の可能性を探った上で再度面談を申入れまして、8月19日に同じ役員の方々とお会いしました。

その際には、28号棟にエレベーターを設置しまして、検証や、その後、設計工事などの勘案をしまして、新たにエレベーターを設置できるのは、エレベーターの耐用年数20年以上を確保できる5棟程度であること、そのため、三重市営住宅内全ての中層住宅にエレベーター設置は困難であり、また、四日市市住生活基本計画において、市営住宅の供給不足が生じないという見込みでございますので、計画期間中の令和11年度までは建て替えを行わないということでした。

そのため、既存の市営住宅を有効に活用し、高齢者対策としてエレベーター設置事業について改めて進めさせていただきたいと申し出ましたが、地元自治会としては、15棟全てにエレベーターまたは建て替えの考えというところについては、その段階では変えていただくことはできませんでした。

ただ、またお会いする機会も得られることですので、引き続き、またお会いしながら理解を得られるように努めてまいりたいと思いますが、すぐにご理解いただける状況にもないことから、今後の進め方や今年度予算につきましては、次の11月定例会議会において委員の皆様にも説明してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私のほうからは以上でございます。

○ 山本開発審査課長

開発審査課長の山本でございます。

私からは、大規模盛土造成地の調査の今後の進め方について説明させていただきます。

資料の22ページをご覧ください。

まず、資料に掲載しましたように、盛土の面積が3000㎡以上ある造成地や盛土する前の地盤面の水平面に対する角度が20度以上で、かつ、盛土の高さが5m以上の造成地を大規模盛土造成地としており、この大規模盛土造成地が大地震時に滑動崩落といういわゆる地滑りが起きるおそれがないかを調べるのが目的となっています。

次に、調査手法と調査の状況についてですけれども、書いてありますように、調査ステップ1の大規模盛土造成地の位置や規模を把握するための第1次スクリーニングにつきましては、令和元年度に調査を実施しています。調査の結果は、176か所の大規模盛土造成地を確認し、位置等についてはマップを作成して公表をしております。

次に、ステップ2の優先度評価をするための第2次スクリーニング計画の作成につきましては、令和2年度に当委員会に報告し、また、地元説明を行った上で令和3年度に調査を実施しております。176か所の大規模盛土造成地をそれぞれの盛土で安定計算ができるように地形ごとにブロック分けを行い、調査をしました。

ここで、24ページをご覧ください。

先ほどのブロック分けの説明ですけれども、右下の図にありますように、例えば1か所の大規模盛土造成地に尾根が埋まっている場合だと、図のように二つの谷のような場合は、二つの谷で滑動崩落が起こる可能性があるため、これを2ブロックで、それぞれで安定計算が行えるようにブロック分けを行う必要がありますので、176か所の盛土をブロック分けさせてもらいました。

その結果、上のフロー図のスタート地点にありますように、307ブロックに分けられたというところで、ブロックごとでフローに従い調査を行った結果、フローの下の方の赤枠の中の6ブロックが次の第2次スクリーニングをすべき優先度の高い盛土となったという結果でございます。

このブロックにつきましては、それぞれで簡易調査を行い、地下水位が高いこと、また、盛土の強度が比較的小さいことが確認され、次の調査の優先度が高いとして選定されています。

前のページにお戻りください。

この6ブロックについての今後の進め方についてですが、これは国の事業でもございますので、国的には、令和7年度までに調査ステップ3の第2次スクリーニングの着手を全国の市区町村の60%とすることを目標としていますが、当市といたしましては、今年度中に第2スクリーニングの対象となる6ブロックの地元への説明や令和5年度分の当初予算の確保を行い、調査につきましては、被害想定規模の大きさ等により、令和5年度に桜花台、浮橋の2ブロック、令和6年度に坂部台、采女が丘、大矢知新町、三滝台の4ブロックを実施する予定でございます。

また、第2次スクリーニングの調査の結果、滑動崩落のおそれがある大規模盛土造成地が万が一抽出された場合には、防災区域の指定を行い、対策工事を行う予定でございます。

説明は以上です。

○ 藤田都市計画課公共交通推進室長

都市計画課公共交通推進室の藤田です。よろしくお願いいたします。

私からは、4、新・四日市市都市総合交通戦略及び四日市市地域公共交通計画の策定について報告させていただきます。

25ページをご覧ください。

まず、（１）四日市市都市総合交通戦略についてです。

四日市市都市総合交通戦略は、平成21年に国において都市・地域総合交通戦略要綱が制定されたことを受け、平成23年に策定いたしました。都市・地域の魅力ある都市像と安全で円滑な交通を実現するため、交通事業者、利用者、国、県、市の交通関係者、道路関係者、警察関係者等と連携して取り組む交通施策の展開方針と、その実現のために短中期的に行う具体的な施策を位置づけております。

②計画期間につきましては、平成23年に計画期間を10年間とし、令和2年度までの計画としておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、今後の見通しが立てづらい状況であったため、計画期間を令和4年度まで2年間の延伸を行いました。令和4年度の計画期間終了に伴い、令和5年度からの10年間の計画として新たな戦略を策定いたします。

26ページをご覧ください。

次に、③新たな都市総合交通戦略策定に当たっての考え方になります。

現行戦略の方向性は、総合計画や都市計画マスタープランをはじめとする上位関連計画で掲げている目指す都市像と大きな相違はないため、新戦略においては、現行戦略の都市像や取組の方向等は継続し、リニア・高速交通網整備の進展によるスーパー・メガリージョンの形成や自動運転等の新技術の活用をはじめとする社会情勢の変化、現行戦略の評価課題に対応し策定を行います。

次に、④策定スケジュールになります。

8月5日に協議会を開催し、現行戦略の振り返りを行い、新戦略の方向性として新たな都市像と取組の方向性を委員の皆様にお示ししました。

新たな都市像と取組の方向性につきましては、参考資料として29、30ページにごございますので、後ほどご説明します。

来月以降も協議会を開催し、委員の承認を経て、11月に国土交通大臣に大臣認定申請を行います。令和5年3月に大臣認定を完了し、令和5年4月から新戦略としてスタートする予定です。

続いて、（２）四日市市地域公共交通網形成計画及び四日市市地域公共交通計画についてになります。

27ページをご覧ください。

四日市市地域公共交通網形成計画は、平成26年の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い、平成26年に策定したものであり、四日市市都市総合交通戦略の公共交通に関する部分を反映した計画になります。

（２）計画期間及び四日市市地域公共交通計画への移行についてです。

令和２年度に従来の公共交通サービスに加え、地域の多様な輸送資源、福祉輸送やスクールバス等も計画に位置づけるよう再度法改正がありました。そのため、施策の関連性が深い、先ほどご説明させていただきました新たな四日市市都市総合交通戦略の計画期間に合わせて四日市市地域公共交通計画の策定を行います。

28ページをご覧ください。

③四日市市地域公共交通計画策定に当たっての考え方になります。

四日市市都市総合交通戦略と同様の考え方となりますが、四日市市地域公共交通網形成計画の方向性は、上位関連計画で挙げている目指す都市像と大きな相違はないため、四日市市地域公共交通計画においては、四日市市地域公共交通網形成計画の基本方針等は継続いたします。

先ほどご説明させていただきましたが、令和２年に法律が改正されたため、改正内容である福祉輸送をはじめとする地域の多様な輸送資源を計画に位置づけるとともに、社会情勢の変化、四日市市地域公共交通網形成計画の評価課題に対応し策定を行います。

④策定スケジュールになります。

四日市市都市総合交通戦略と同様に、８月５日に協議会を開催し、四日市市地域公共交通網形成計画の振り返りを行い、交通計画の方向性をお示ししました。

四日市市地域公共交通計画の方向性については、31ページにございますので、後ほどご説明いたします。

今後、11月定例会議会都市・環境常任委員会にて素案の報告を行い、令和５年１月頃からパブリックコメントを実施し、委員の承認を経て、３月に国土交通大臣への届出を行い、４月から交通計画としてスタートする予定です。

29ページをご覧ください。

四日市市都市総合交通戦略の都市像について、左側に現行戦略、右側に新戦略を示して

おり、変更箇所は赤字で示しております。さきに申し上げましたとおり、目指す都市像に大きな相違はなく、上位関連計画に合わせた一部表現の変更や自動運転など新技術の活用をはじめとする社会情勢の変化に対応した内容となっております。

30ページをご覧ください。

四日市市都市総合交通戦略の取組の方向性について、同様に、現行戦略と新戦略を対比しており、変更箇所の考え方は都市像と同様となります。

31ページをご覧ください。

こちらは、現行計画、四日市市地域公共交通網形成計画と新計画である四日市市地域公共交通計画の基本方針の対比となりますが、こちらも考え方は同様となります。

なお、法改正に伴う福祉輸送をはじめとする地域の多様な輸送資源については、今後具体的な施策として位置づけていく予定です。

私からの報告は以上です。

○ 橋本都市計画課計画GL

続きまして、都市計画課の橋本です。よろしくお願いします。

私からは、四日市市空き家等対策計画の策定について報告させていただきます。

資料は32ページをご覧ください。

最初に、今回の計画策定に至る背景・目的について説明いたします。

近年、人口減少に伴う住宅需要の低下などに伴い、空き家等が全国的に年々増加しており、この中には適切に管理されず放置され、周辺の環境に悪影響を及ぼすものも生じております。

ここで示します空き家等とは、次ページの33ページ、四角で囲われたところに記載してあります建築物とこれに附属する使用されていない工作物や立木など、土地に定着しているものを示します。

このような状況の中、国において、地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、併せて空き家等の活用を促進することを目的として、平成27年2月26日に空き家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。

本市においても、平成26年7月にこの空き家特措法に先立って、四日市市空き家等の適正管理に関する条例を策定し、空き家等の適正管理や管理不全な空き家等の措置について定めしており、また、令和2年3月には四日市市住生活基本計画を改定し、空き家等の実態調査

や対策の策定などを位置づけているところであります。

こうしたことから、今回、空き家等の対策に特化した計画を策定することで、空き家等の対策方針、方向性を明確にし、総合的かつ計画的に対策を行っていきます。

計画策定に際して、事前に本市における空き家の状況を調査するために、令和2年度に空き家の実態調査を行っております。市内の一戸建ての住宅1万958件を対象に外観調査を実施した結果、2822件の空き家が確認され、市が既に把握している一戸建ての空き家324件を含めると、市内で3146件の空き家がある状況となっております。

この3146件の空き家を対象に、外観の劣化状況に応じ判別した結果をグラフで示しております。

この中で、居住不能またはかなりの修繕が必要な状態であるD判定の空き家347件については、より詳細な外観調査を実施しまして、そのうち、33件の空き家がそのまま放置すれば、将来的に崩壊など、保安上特に危険度が高いものでありました。

本計画では、空き家の状況に応じて必要な対策が行えるよう計画を策定してまいります。33ページをご覧ください。

二つ目の計画の位置づけになります。

こちらは、空き家等対策計画と関連する計画等の関係を表わした図になります。本計画は、四日市市総合計画に即した上で、四日市市住生活基本計画などの計画と整合、連携を図りながら空き家等への対策を推進していくものとなります。

三つ目の計画に定める事項になります。

本計画では、空き家とならないよう予防を行う空き家等の適正管理、危険な状況の空き家等を認定し、適切に措置する管理不全な空き家等の解消、資産価値があるうちに利活用を促す空き家等の利活用の主に三つの項目に対して基本的な方針や具体的な策を定めていきます。併せて、空き家等の種類、計画期間、特定空き家等に対する措置に関する事項などについても定めていきます。

なお、この特定空き家等についての説明は下記に示す内容のとおりとなります。

34ページをご覧ください。

四つ目の空き家等対策協議会の設置についてですが、本計画の策定に当たっては、四日市市空き家等対策協議会を設置し、学識経験者、法務、不動産、建築、福祉など様々な専門家に意見を伺いながら計画の策定を進めてまいります。

最後に、今後のスケジュールになります。

今後のスケジュールにつきましては、今回の委員会で計画策定の報告をさせていただいた後に、9月から11月の協議会を経て素案を作成し、11月定例会議会都市・環境常任委員会にて素案の報告をさせていただく予定であります。その後、令和5年1月上旬から2月上旬にパブリックコメント実施し、市民の方のご意見を伺った上で最終案を作成し、2月定例会議会都市・環境常任委員会にて報告させていただく予定であります。

私からの説明は以上となります。

○ 太田紀子委員長

次、お願いいたします。

○ 藤田都市計画課公共交通推進室長

公共交通推進室、藤田です。

6、四日市あすなろう鉄道の令和4年度第1四半期の運輸実績として、輸送人員と旅客運輸収入について報告させていただきます。

35ページをご覧ください。

こちらでは輸送人員を示しており、表の上段は、左から定期外、通勤定期、表の下段は、左から通学定期、その合計として、それぞれ令和4年度、令和3年度、令和元年度の輸送人員と令和3年度、令和元年度との対比を示しております。

令和4年度第1四半期の輸送人員は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、69万5000人と、令和3年度から6万7000人増加し、前年度比ではプラス10.7%となりました。

内訳としましては、定期外が21万1000人と、前年度比でプラス32.7%となっており、新型コロナウイルス感染症第4波の影響でまん延防止等重点措置が講じられ、外出自粛等により減少していた昨年度に比べると回復傾向にあります。

次に、通勤定期につきましては22万1000人と、前年度比でマイナス3.5%となっており、コロナの流行に伴う通勤手段の変更や働き方改革等の影響による需要の減少が考えられます。

次に、通学定期につきましては26万3000人と、前年度比でプラス9.6%となっており、コロナの影響を受けていない令和元年度比でプラス0.8%と同水準まで回復しております。これは、沿線私立中学・高校の共学化が主な要因と考えられます。

次に、36ページをご覧ください。

こちらは旅客運輸収入になります。

令和４年度第１四半期の旅客運輸収入は8711万9000円余りとなり、前年度から1139万6000円増加し、前年度比でプラス15%となりました。

この内訳としましては、定期外が4413万で、前年度でプラス33.1%、通勤定期は2718万9000円で、前年度比でマイナス3.5%、通学定期は1580万円で、プラス9.8%となりました。

なお、速報としまして、令和４年度７月の輸送人員は、定期外は７万2000人と、前年度比プラス16.1%、通学定期は７万4000人で、前年度比マイナス2.6%、通学定期は８万人、前年度比8.1%となっております。

今後も啓発活動等に努め、あすなろう鉄道と連携して運行してまいります。

○ 太田紀子委員長

次、お願いいたします。

○ 藤田都市計画課公共交通推進室長

続きまして、７、自動運転の実装に向けた取組について報告させていただきます。

37ページをご覧ください。

令和３年度の取組としては、３月19日から21日の３日間、近鉄四日市駅からＪＲ四日市駅間で自動運転車両NAVYA ARMAを活用した実証実験を行いました。自動運転車両のほかに、超小型電気自動車や電動バイク、電気自転車、連節バスの走行も行いました。

参加者は、記載のとおりです。

令和３年度実証実験の結果報告、また、令和４年度の実験に向けた協議を令和４年８月10日の自動運転導入検討会議の中で行いましたので、会議資料を抜粋して報告させていただきます。

41ページをご覧ください。

令和２年度は乗用車タイプの車両、令和３年度は自動運転シャトルバスで実証実験を行いました。

42ページをお願いします。

令和３年度は、今後中央通りで整備していく歩行者中心の空間の中で、環境に優しく、低速で町なかの回遊性を高める効果が期待されるグリーンスローモビリティを走行させ、実装に向けた課題を探ることを目的として行いました。

43ページをお願いします。

こちらは自動運転車両についての説明となります。

車両はハンドル、アクセル、ブレーキペダルがないことが特徴で、高精度3次元地図やGPSを使用して自動走行を実現します。自動走行時は車体に搭載されているセンサーやカメラで周囲の障害物を検知し、安全確認を行い、主導走行時にはコントローラーで操作をします。

少し飛びまして、53ページをお願いいたします。

実験ではご乗車いただいた方にアンケートを行いましたので、報告させていただきます。

こちらは自動運転車両に乗車する前と後での安心感の比較です。乗車前に比べ乗車後は安心感が20%高まり、乗車することにより安心感を向上する傾向となりました。また、将来無人運行となった場合の安心感につきましては、5割程度にとどまる結果となりました。

54ページをお願いいたします。

こちらは乗車後に不安・やや不安等回答した方に絞り、どのようなことが不安に感じたかを調査しました。車両の加減速や交差点付近の走行に不安を持たれる方が多く、今後よりスムーズな加減速や交差点付近での安全性向上が課題となっております。

一つ飛んで56ページをお願いします。

こちらは令和2年度の実験との比較となります。交差点付近の走行に対する安心感は、グリーンスローモビリティを採用した令和3年度のほうが8%高く、安心感が増す結果となりました。

57ページをお願いいたします。

周囲の車両に対する安心感を比較したところ、令和3年度のほうが10%高く、交差点付近での走行に関する回答と同様の傾向を示しております。

58ページをお願いします。

こちらは自動走行の実績になります。自動走行率は75%であったものの、信号交差点は手動走行する必要があるため、信号交差点を除けば、自動走行率は94%となりました。

59ページをお願いいたします。

こちらは実証実験を通して見えた実装への課題になります。車両は100%障害物を検知することができた一方で、横断歩道での歩行者の動きが予測できないことや路上駐車により手動操作を行うケースがあること等、技術面の課題がありました。

61ページをお願いいたします。

次に、運用面での評価について説明させていただきます。

四日市市での自動運転実装については、96%と多くの方が期待・少し期待と回答しており、実装に対する期待感が高いことが分かりました。また、近鉄四日市駅からＪＲ四日市駅間の利用意向については、85%が利用の意向を示している結果となりました。

このように、令和３年度実証実験では、技術面において今後クリアしていく課題はあるものの、おおむね良好な評価を得ており、今後も本格的な実装に向けて実験を重ねていきたいと考えております。

37ページにお戻りください。

次に、令和４年度の実証実験について説明させていただきます。

昨年度の実験でグリーンスローモビリティが比較的安心感が高いモビリティとして評価されたことや、移動のターゲットとしている近鉄四日市駅からＪＲ四日市駅間が約１kmと短いことを踏まえ、今年度も同車両を用いて実装をイメージした実証実験を行います。

期間は、国道１号から三滝通りで行われるにぎわい創出社会実験と同じ９月22日から10月16日の25日間行い、社会実験の場所である市役所前や裁判所前にも乗降場を設置する予定をしております。

実証実験では、自動運転車両と信号機が情報をやり取りする信号協調や車両の遠隔監視や乗客とのコミュニケーションを行う遠隔監視等の検証を行う予定をしております。

報告は以上となります。

○ 太田紀子委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりです。

これより質疑どういたしましょう、このまま。

皆さん、質問どうでしょうか。

(発言する者あり)

○ 太田紀子委員長

明日で。そうしたら、説明のみとさせていただいて、質疑のほうは明日からということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 太田紀子委員長

じゃ、そのように。

本日はこれにて終了させていただきます。お疲れさまでした。

15 : 53 閉議